

WEB版
新・相続対策マスター
ご利用の手引き

改訂履歴

改訂日	改訂内容
2025年4月2日	3 相続財産の一覧と相続税の計算結果 提案のヒント03【シミュレーション結果】(P39)の「遺留分侵害額」画面の画像変更 相続財産の一覧 借入金等(P50)に「▲借入金等」の分割についてを追記 提案のヒント04 解決策と保険活用(P57)の「遺留分侵害額」画面の画像変更 4 試算ツール 遺留分侵害額(P62,63)の「遺留分侵害額」画面の画像変更と説明文追記など 6 印刷用PDF Ⓢ「遺留分侵害額」印刷用PDF(P76)の画像変更

ご利用について

◇ WEB版 新・相続対策マスター(以下「本シミュレーション」)をご利用いただくにあたり、下記について、あらかじめ承諾された上で本シミュレーションをご利用ください。

- 本シミュレーションの計算結果はあくまでも概算です。従って、実際の税額等を保障するものではありません。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。
- 本シミュレーションに起因して利用者およびその他第三者に損害が発生しても、株式会社シャフトおよび本シミュレーションの監修者は一切の責任を負いません。
- 本シミュレーションのバージョンアップにより、記載している画面が変更になる場合がございます。

◇ 動作環境

本シミュレーションでは、下記環境でのご利用を推奨しております。記載されていない端末の動作は保証しておりませんので、ご了承ください。

動作環境	iPad推奨
画像解像度	解像度1024×768ピクセル以上 (アスペクト比 4:3を推奨)

※ パソコンで使用される場合は、最新ブラウザをご利用ください。
タブレットで使用される場合は、「標準ブラウザ」を推奨しています。

◇ シミュレーションができない主なケース

- 被相続人ご本人が普通養子で、かつ直系尊属が法定相続人に該当する場合
例) 普通養子である被相続人の法定相続人に養母と実母が含まれる場合 等
- 法定相続人に半血兄弟姉妹が含まれる場合
- 被相続人の養子が死亡していて、養子の子が代襲相続人に該当する場合
養子縁組をおこなった時期による法定相続人の該当・非該当の判定ができない
例) ・被相続人の養子が死亡した場合、養子の養子縁組前に生まれた子ども(養子の連れ子)は代襲相続人に該当しない。
・養子の連れ子が被相続人との間で直接養子縁組をしていた場合、養子として法定相続人に該当する。

目次

ご利用について	3
目次	4
こんなことができます	6
シミュレーション手順	9
シミュレーション画面の名称と機能	10
起動方法	12

1 基本情報の入力

 01 トップ画面	14
 02 配偶者	15
 03 子ども	16
 04 子どもの生死と孫	17
 05 養子	18
 06 孫養子	20
 07 両親	21
 08 兄弟姉妹	22
 09 兄弟姉妹と甥・姪	23
 10 家族以外	24

2 被相続人の家族構成図と相続人の選択

 11 被相続人の家族構成図と相続人の選択	28
 提案のヒント  01	30
 提案のヒント  02	32

3 相続財産の一覧と相続税の計算結果

 12 相続財産の一覧	36
 13 自宅用の土地・建物	37
 提案のヒント  03	38
 14 事業用の土地・建物	42
 15 その他の土地・建物	42
 16 自社株（出資評価額） 株式会社・特例有限会社	43
 17 自社株・出資額の持分評価	44
 18 自社株（出資評価額） 医療法人	45

19	納税猶予制度	46
20	死亡退職金	47
21	生命保険金	48
22	借入金等	50
23	相続財産の分割情報	51
24	各人の相続税額および納税資金不足額	52
	提案のヒント  04	54

4 試算ツール

25	生前贈与による税額比較	60
26	一時所得形態による税額比較	61
27	遺留分侵害額	62
28	納税猶予の活用	64
29	二次相続の簡易計算	66
30	配偶者の遺族生活資金	67

5 顧客データの保存・読み込み・削除

31	顧客データの保存	70
32	顧客データの読み込み・削除	71

6 印刷用PDF

33	印刷用PDF	74
-----------	--------	----

— 付表 —

1	自宅用の土地・建物	 入力金額の解説	80
2	事業用の土地・建物	 入力金額の解説	80
3	その他の土地・建物	 入力金額の解説	81
4	自社株・出資額の持分評価	入力金額の解説	81
5	 連帯保証債務とは?		82
6	 要件確認 配偶者が相続した「自宅用の宅地」を子どもが相続する場合		82
7	 要件確認 配偶者が相続した「事業用の宅地」を子どもが相続する場合		83
8	 要件確認 配偶者が相続した「その他の宅地」を子どもが相続する場合		83



こんなことができます



Step 01 家族情報の収集

聞きにくい項目も質問で聞き出せる！

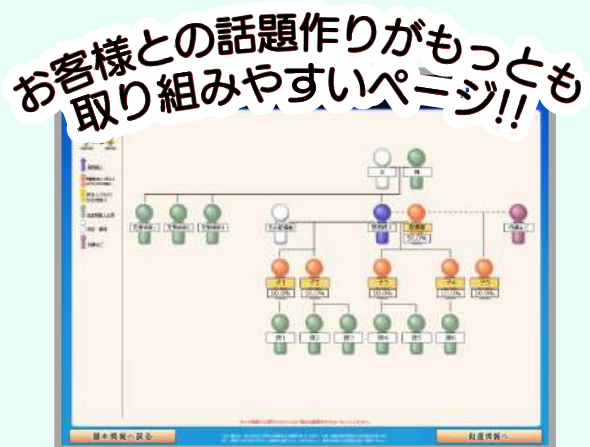
Q. 子どもの生死と孫の人数
死因・病状・欠格の子はチェックする

先妻（先夫）等と
孫（子1の子）の人数
孫（子2の子）の人数
孫（子3の子）の人数
孫（子4の子）の人数

現在の配偶者との間に子どもはいますか？
● いる（性別・年齢・実数を記入） ○ いない
Q. 現在の配偶者との間に子どもはいますか？
● いる（性別・年齢・実数を記入） ○ いない
Q. 配偶者以外で子どもはいますか？
● いる（性別・年齢・実数を記入） ○ いない
● いる（性別・年齢・実数を記入） ○ いない

Step 02 家族構成図

四世代にわたる家族構成図の表示、
法定相続人と法定相続分の確認ができる！



Step 03 簡易財産入力

財産額と相続税上の評価額の違いが分かる！

財産の種類	取得の時期	取得価額	相続税上の評価額
現金・預金・有価証券	2010年1月1日	5,000 万円	1,000 万円
不動産（土地・建物）	2010年1月1日	12,000 万円	2,400 万円
その他の財産（自動車・船舶・航空機・美術品・宝石・貴金属・有価証券等）	2010年1月1日	2,000 万円	1,000 万円
負債（借金・借入金）	2010年1月1日	16,000 万円	16,000 万円
負債（借金・借入金）	2010年1月1日	2,000 万円	2,000 万円
負債（借金・借入金）	2010年1月1日	6,000 万円	6,000 万円
負債（借金・借入金）	2010年1月1日	8,000 万円	8,000 万円
負債（借金・借入金）	2010年1月1日	6,000 万円	3,000 万円
負債（借金・借入金）	2010年1月1日	2,600 万円	2,600 万円
負債（借金・借入金）	2010年1月1日	1,000 万円	1,000 万円
▲借入金等	2010年1月1日	0 万円	0 万円
合計		60,000 万円	40,000 万円

Step 04 財産分割

「誰に」「何を」「いくら」渡したいのかを
自由に何度でも設定できる！

財産の種類	取得価額	● 相続人	● 子1	● 子2	● 子3	● 子4
現金・預金・有価証券	1,000	1,000	0	0	0	0
不動産（土地・建物）	2,400	0	2,400	0	0	0
その他の財産（自動車・船舶・航空機・美術品・宝石・貴金属・有価証券等）	1,000	1,000	0	0	0	0
負債（借金・借入金）	16,000	0	16,000	0	0	0
負債（借金・借入金）	2,000	0	0	2,000	0	0
負債（借金・借入金）	6,000	0	0	0	2,000	2,000
負債（借金・借入金）	8,000	5,000	0	0	0	0
負債（借金・借入金）	3,000	2,000	500	500	0	0
負債（借金・借入金）	2,600	0	2,600	0	0	0
負債（借金・借入金）	1,000	1,000	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0
合計	40,000	10,000	21,500	2,500	2,000	2,000

相続における問題点が明確になり 解決策を導くことができるシミュレーションです！！

Step 05 結果画面

相続税額と手取り額、納税不足額などを算出できる

各人の相続税額および納税資金不足額

	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の相続財産額	60,600	20,000	31,600	3,000	2,000	2,000
各人の課税価格	40,000	10,000	21,500	2,500	2,000	2,000
各人の相続税額	7,320	1,830	3,934	457	366	366
実際の納付税額	5,490	0	3,934	457	366	366
手取り額	55,110	20,000	27,665	2,542	1,634	1,634
換金性資産額	22,000	12,000	1,000	3,000	2,000	2,000
納税資金不足額	2,934	0	2,934	0	0	0
不足額を補う 生命保険金額	3,671	0	3,671	0	0	0
利子を全て得るための 生命保険金額	7,293	0	5,196	662	478	0

生前贈与 一時所得 遺留分 侵害額 納税猶予 二次相続 遺族生活資金

印刷用PDF

生命保険の活用 表示 ⇄ 非表示

連帯保証債務の解説

印刷用PDFの作成

贈与を使う場合と使わない場合の税額比較

生前贈与

生前贈与による税額比較

項目	贈与を使う場合	贈与を使わない場合
相続財産額	60,600万円	54,600万円
課税価格	40,000万円	34,000万円
相続税額	7,320万円	4,188万円
納付税額	5,490万円	2,700万円
納税資金に対する負担割合	9.1%	7.4%

保険契約の「相続型」と「一時所得型」の比較

一時所得形態

一時所得形態による税額比較

項目	相続型	一時所得型
相続財産額	60,600万円	54,600万円
課税価格	40,000万円	34,000万円
相続税額	7,320万円	4,188万円
納付税額	5,490万円	2,700万円
納税資金に対する負担割合	9.1%	7.4%

遺留分侵害の有無と侵害額を計算

遺留分侵害額

遺留分侵害額

項目	配偶者	子1	子2	子3	子4
相続財産額	60,600	31,600	3,000	2,000	2,000
課税価格	40,000	21,500	2,500	2,000	2,000
相続税額	7,320	3,934	457	366	366
納付税額	5,490	3,934	457	366	366
遺留分侵害額	0	0	0	0	0

自社株の納税猶予制度を活用した場合の税額比較

納税猶予

納税猶予の活用

項目	納税猶予
相続財産額	60,600万円
課税価格	40,000万円
相続税額	7,320万円
納付税額	5,490万円
納税資金に対する負担割合	9.1%

配偶者自身の財産を含めた二次相続税額を簡易計算

二次相続

二次相続の簡易計算

項目	金額
配偶者の相続財産額	20,000万円
配偶者の課税価格	10,000万円
配偶者の相続税額	1,830万円
配偶者の納付税額	0万円
配偶者の今後の生活資金の不足額	4,800万円
二次相続税額	1,560万円
一次相続税額	4,942万円
合計額	6,502万円

配偶者の生活資金の不足額を計算

遺族生活資金

配偶者の遺族生活資金

項目	金額
配偶者の相続財産額	20,000万円
配偶者の課税価格	10,000万円
配偶者の相続税額	1,830万円
配偶者の納付税額	0万円
配偶者の今後の生活資金の不足額	4,800万円

特 徴

- 👍 **簡単入力!!** 対話しながら聞き出せる!
- 👍 **シンプル**で分かりやすい!!
- 👍 生命保険金・死亡退職金等の**非課税計算が自動!!**

ポイント

1 家族構成図で問題点を顕在化!!

四世代にわたる家族構成図で、相続税法上の法定相続人と各人の相続分も表示。
先の配偶者と非嫡出子も表示可能。

2 相続人一人ひとりの相続税額の概算を計算するだけでなく、 換金性資産は足りるのか？納税資金の不足分はいくらか？ も計算できる！

3 \ 業界初 / 相続財産完全防衛額 を相続人ごとに算出！

相続人ごとの財産を全額守るために、それぞれいくら生命保険金が必要か？を試算。

4 誰にいくら渡したいか？ 瞬時に何度でも**財産分割シミュレート**が可能！

⇒ 遺言作成前に活用できる。

さらに



- ☑ **生前贈与シミュレーション** による簡易な税額比較を表示
- ☑ 遺産分割において、相続人個々の**遺留分侵害額**を計算
- ☑ 特例納税猶予制度・一般納税猶予制度の両方の**納税猶予制度**に対応
- ☑ **納税対策**に生命保険を活用する場合、相続型と一時所得型でどちらが有利か、
確認可能
- ☑ **二次相続**の税額の概算を計算
配偶者が引継いだ相続財産に、配偶者自ら所有する財産と小規模宅地等の特例における適用可否
の選択による差額分を考慮して、二次相続税額を計算
- ☑ 配偶者が今後生活していく上で、**遺族の生活資金**がいくら不足しているのか？
を計算

被相続人の家族構成(家族以外も含む)を入力
法定相続人を自動判別、法定相続分を自動計算！

STEP 1 基本情報の入力

- ◆ 配偶者の有無や子どもの人数、養子、親族以外の人などを質問形式で入力

STEP 2 被相続人の家族構成図と相続人の選択

- ◆ STEP 1で入力した基本情報に基づき、家族構成図を表示
- ◆ この画面では、法定相続人以外の親族で財産を相続させたい人を選択可能
選択すると表示の一部がオレンジ色に変わり、財産分割画面に追加される

財産一覧の入力と各相続人の分割額を決め、一人ひとりの相続税額等を概算計算！
また、相続税の関連資金(※)も同時に計算！！

STEP 3 相続財産の一覧

- ◆ 相続対象となる被相続人の財産を、土地・建物、自社株や預貯金等の種類ごとに入力
- ◆ 土地・建物に関しては、小規模宅地等の特例適用前および適用後の額を入力
自社株・死亡退職金・生命保険金については専用の入力画面で入力
(現在加入している生命保険を見直す場合には生命保険欄は入力しない)

STEP 4 相続財産の分割情報

- ◆ STEP 2で決定した相続人に、STEP 3で入力した財産をそれぞれに分割して入力
- ◆ **誰に いくら** 渡すのかを自由に設定可能、一つの財産を複数の相続人に分割も可能
(死亡退職金・生命保険金については受取人を選択後に決定)

STEP 5 各人の相続税額および納税資金不足額

- ◆ STEP 4で入力した分割情報に基づき各人の相続税額が表示される
同時に、相続税を支払うための資金(納税不足分および財産完全防衛額)も表示される
- ◆ 遺留分侵害額、相続税・贈与税の納税猶予額、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動可能
- ◆ 生前贈与による税額比較、二次相続税額の簡易計算、生命保険を活用した税額比較も可

※ ・生前贈与(暦年贈与)した場合の税額比較簡易シミュレーション
・生命保険を活用した場合の相続型と一時所得型の税額計算
・遺留分侵害額の計算
・自社株の納税猶予額の計算(特例納税猶予にも対応)
・持分あり社団医療法人の納税猶予適用有無の判断
・二次相続税額の簡易計算
・遺族の生活資金計算

シミュレーション画面の名称と機能

■ メニューバー



■ 画面

⑦ 基本情報の入力

⑧ Q. 子どもの生死と孫の人数
死別・廃除・欠格の子はチェックをはずしてください。

先妻（先夫）等との子	
子1の生存 ☒	孫（子1の子）の人数 ⑨ 1 人
子2の生存 ☒	孫（子2の子）の人数 2 人

現在の配偶者との子	
子3の生存 ☒	孫（子3の子）の人数 2 人
子4の生存 ☒	孫（子4の子）の人数 1 人

配偶者以外との子

全ての子どもが表示されていない場合は画面をスクロールして入力してください。

⑩

⑪ 前の質問へ ⑪ 次の質問へ

この画面は、2022年1月1日現在の情報および質問に基づいて表示。今後、情報内容が変更される可能性があります。また、質問による入力ミスは、全画面も反映することはありません。入力内容が正しくない場合は、必ずご確認ください。

■ メニューバー

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ① トップ | トップ画面に移行 |
| ② データ読み込み | 保存されたデータの一覧を表示（データの呼出しとデータ削除ができる） |
| ③ データ保存 | 入力された情報を保存 |
| ④ クリア | 入力された情報をリセット後、トップ画面に移行 |
| ⑤ 表示単位 | 表示単位の設定 [万円] と [千円] に切替え |
| ⑥ 終了 | 本シミュレーションを終了し、画面が閉じる |

■ 画面

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ⑦ タイトルバー | 表示されている画面のタイトル名 |
| ⑧ 表示画面 | 質問内容等 |
| ⑨ 数値入力 | 背景色が白色のエリアをクリックし、数値入力 ※ 必ず半角数字で入力 |
| ⑩ スクロールバー | 画面スクロールが必要な場合に表示される |
| ⑪ 画面移行ボタン | 前または次の画面へ移行 |

■ 各種ボタン



選択ボタン

選択ボタンエリアのどれか一つをクリックすると選択できる



チェックボタン

クリックする毎にチェックの有無が変わる



解説ボタン ※

表示されている項目の解説画面を表示



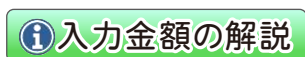
入力ボタン ※

入力画面が表示される
他に [死亡退職金の入力] [生命保険金の入力] がある



閉じるボタン

表示されたウィンドウを閉じる



解説画面を表示 ※



入力された数値で計算され、結果が更新される



入力された数値で計算され、結果が更新される



画面移行ボタン

前または次の画面へ移行

※ ポップアップ画面が表示

起動方法



1 \

FP塾サイトより、会員ログイン
※ 要ユーザーID・パスワード



2 \

FP塾サイト上部にある[シミュレーション]をクリック



3 \

[新・相続対策マスター]をクリック
※ 別タブで起動



4 \

01 トップ画面が表示され、
本シミュレーションが起動する

1

基本情報の入力



START

をクリックしてシミュレーション開始

各画面に質問内容が表示されます。
該当する項目を選択・入力してください。

Q. 配偶者はいますか？

現在、配偶者が「いる」場合

☒ いる

Q. あなたは初婚ですか？

☒ はい☐ いいえ

次の質問へ

03 子ども **②** の入力へ

次の質問へ

03 子ども **①** の入力へ

現在、配偶者は「いない」が過去に「いた」場合

☒ いた

次の質問へ

03 子ども **③** の入力へ

現在も過去も配偶者が「いない」場合

☒ いない

次の質問へ

03 子ども **④** の入力へこれ以降は **次の質問へ** をクリックし、

子ども → 孫 → 養子 → 孫養子 → 両親 → 兄弟姉妹 → 甥・姪 → 家族以外の順に質問を進める

遺族生活資金

『Q. 配偶者はいますか？』の質問で、[いる] を選択した場合、配偶者の遺族生活資金の不足額を求めることができる。[はい] を選択し、配偶者の生年月日と月間希望生活費を入力する。

Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか？

☒ はい

・生年月日
・月間希望生活費
を入力

☐ いいえ

24 各人の相続税額および納税資金不足額 (P52) 内の **30** 配偶者の遺族生活資金 (P67) からも入力・変更が可能。

①

基本情報の入力

Q. 現在の配偶者との間に子どもはいますか？
(配偶者の連れ子を養子にしている場合も含む)
☐ いる(死別・廃除・欠格を含む) ☒ いない

Q. 配偶者以外で子どもはいますか？
(いわゆる婚外子。あなたが男性の場合は認知していること)
☒ いる(死別・廃除・欠格を含む) ☐ いない

「いる」場合のその人数 人

前の質問へ 次の質問へ

②

基本情報の入力

Q. 先妻(先夫)など先の配偶者との間に子どもはいますか？
☒ いる(死別・廃除・欠格を含む) ☐ いない

「いる」場合のその人数 人

Q. 現在の配偶者との間に子どもはいますか？
(配偶者の連れ子を養子にしている場合も含む)
☒ いる(死別・廃除・欠格を含む) ☐ いない

「いる」場合のその人数 人

Q. 配偶者以外で子どもはいますか？
(いわゆる婚外子。あなたが男性の場合は認知していること)
☒ いる(死別・廃除・欠格を含む) ☐ いない

「いる」場合のその人数 人

前の質問へ 次の質問へ

③

基本情報の入力

Q. 先妻(先夫)など先の配偶者との間に子どもはいますか？
☒ いる(死別・廃除・欠格を含む) ☐ いない

「いる」場合のその人数 人

Q. 配偶者以外で子どもはいますか？
(いわゆる婚外子。あなたが男性の場合は認知していること)
☒ いる(死別・廃除・欠格を含む) ☐ いない

「いる」場合のその人数 人

前の質問へ 次の質問へ

④

基本情報の入力

Q. 子どもはいますか？
(いわゆる婚外子。あなたが男性の場合は認知していること)
☒ いる(死別・廃除・欠格を含む) ☐ いない

「いる」場合のその人数 人

前の質問へ 次の質問へ

子どもの人数入力

次の質問へ

④ 子どもの生死と孫の入力へ

※ 子どもが1人もいない場合は

次の質問へ

⑤ 養子 の入力へ



Point

③ ①～④ までのすべてのケースで
婚外子を確認している！

[婚姻外の認知している子ども※]の存在については、さりげなく、事務的に確認する。
※被相続人が女性の場合は認知不要

口頭では聞き難いこの部分が、正確に聞き出せないと相続人が実際と異なり、正確なシミュレーションができない。

③ 子ども の質問順に子どもの相続人名は

子1

子2

子3

となる。

⑪ 被相続人の家族構成図と相続人の選択(P28)で確認

この画面における **子ども** の範囲(子どもを含む者)は次のとおり

実子 子ども(死別・廃除・欠格)に、その子ども(孫)がいる場合には代襲相続人となるためこれを含む

配偶者の連れ子で被相続人の養子となった者 相続税法上、実子とみなされるため

特別養子

胎児 相続人として含めたい場合

※ 普通養子・孫養子は、⑤ 養子 で **養子** として入力

基本情報の入力

Q. 子どもの生死と孫の人数
死別・廃除・欠格の子はチェックをはずしてください。

先妻（先夫）等の子

子1の生存	☒	孫（子1の子）の人数	1 人
子2の生存	☒	孫（子2の子）の人数	2 人

現在の配偶者との子

子3の生存	☒	孫（子3の子）の人数	2 人
子4の生存	☒	孫（子4の子）の人数	1 人

全ての子どもが表示されていない場合は画面をスクロールして入力してください。

前の質問へ 次の質問へ

Q. 子どもの生死と孫の人数

子の生存確認 ☒

孫の人数入力

次の質問へ

05 養子 の入力へ

- ※ 子どもや孫が多い場合はスクロールして表示・入力
- ※ 孫は、生前贈与の受贈者・生命保険契約の契約者・受取人（被相続人からみて二親等）等の生命保険提案等の対象となる可能性もある
- ※ 死別・廃除・欠格の場合はチェック ☒ を外す
- ※ チェック ☒ が外された子ども（死別・廃除・欠格）にその子ども（孫）がいる場合には代襲相続人とされる



Point

広範な家族構成図を作成することにより、相続対策の提案の幅が広がるため、
子どもの生死にかかわらず孫の人数入力が必要である



留意点

相続人の廃除・欠格事由に該当すると、相続する資格を失う。
ただし、相続人の子への代襲相続は発生する。（民法第887条第2項）

民法第892条（推定相続人の廃除）

遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

民法第891条（相続人の欠格事由）

次に掲げる者は、相続人となることができない。

- 1 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
- 2 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者
ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない
- 3 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
- 4 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
- 5 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

この画面の **養子** ⇒ 普通養子（孫養子は含まれる）の人数

※ 特別養子・配偶者の連れ子で被相続人の養子
 となった者は、**03** 子ども で入力

Q. 養子はいいますか？

☒ いる

養子の人数入力



次の質問へ

06 孫養子 の入力へ

☐ いない



次の質問へ

07 両親 の入力へ



留意点

民法上と相続税法上の養子の違い

①民法上の養子

民法第809条(嫡出子の身分の取得)

養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。 ⇒一般的に養子の数に限度はない

②税法上の養子

(相続税の基礎控除等を計算する上では、法定相続人の人数に制限を設ける)

相続税法第15条第2項

2 前項の相続人の数は、同項に規定する被相続人の民法第5編第2章(相続人)の規定による相続人の数(当該被相続人に養子がある場合の当該相続人の数に算入する当該被相続人の養子の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める養子の数に限るものとし、相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人の数とする。)とする。

＜相続税の基礎控除等を計算する際の法定相続人に含める養子の上限人数＞

- 1 当該被相続人に実子がある場合又は当該被相続人に実子がなく、養子の数が1人である場合 一人
- 2 当該被相続人に実子がなく、養子の数が2人以上である場合 二人

なお、上記については普通養子縁組についてであり、下記については実子とみなすため(相続税法第15条第3項)、税法上の数の制限はない。

【参考】国税庁タックスアンサーNo.4170 実子として取り扱われる養子

- ① 被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人
- ② 被相続人の配偶者の実の子どもで被相続人の養子となっている人
- ③ 被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組によりその配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人
- ④ 被相続人の実の子ども、養子又は直系卑属が既に死亡しているか、相続権を失ったため、その子どもなどに代わって相続人となった直系卑属(代襲相続をした孫養子)

普通養子と特別養子の違い

	普通養子	特別養子
目的	家の存続や相続対策等	実父母による養育が困難で子どもの監護が不適当(虐待、モラルハラスメント等)
養子年齢	年齢要件なし(未成年の場合は親権者の同意が必要)	原則15歳未満(令和2年4月以降)、実父母の同意が必要
養親年齢	養子より年上かつ成年者	婚姻している夫婦であり、夫婦のどちらか25歳以上でもう一方が20歳以上
縁組の手続き	当事者の合意により市役所にて手続き可	6カ月の試験養育期間と家庭裁判所による審判が必要
離縁の手続き	- 当事者の合意によりいつでも可 - 養親または養子により申立て	- 原則としてできない - 縁組が子どもにとって福祉を害するなどの場合(虐待など)のみ養子、父母、検察官が申立てすることができる
縁組による実父母との関係	存続する	終了する
戸籍への記載	養子、養女	長男、長女

- ※ 孫を養子にしている場合には、どの孫を養子にしているかを指定する
- ※ 子どもや孫が多い場合はスクロールして表示・チェック ☒

Q. 「孫」を養子にしていますか？

☒ はい

☐ いいえ

養子としている孫にチェック ☒



次の質問へ

07

両親 の入力へ



次の質問へ

07

両親 の入力へ



留意点

孫養子についての相続税額2割加算

相続税法第18条（相続税額の加算）

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額とする。

- 2 前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となっている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となっている場合は、この限りでない。

- ※ 第1順位者である子ども (代襲相続人含む) がいない場合には、法定相続人は第2順位者の直系尊属となる。この場合、仮に両親ともに死亡していても祖父母等直系尊属が生存していれば、その者が法定相続人となることに注意
- ※ 被相続人の年齢等状況によっては、上位の直系尊属の生存を確認する。親より上位の直系尊属が生存している場合には、その者を父・母として入力することも可能

Q. 両親はいますか？

☒ いる

該当するものを選択



次の質問へ

08 兄弟姉妹 の入力へ☒ いない

次の質問へ

08 兄弟姉妹 の入力へ

留意点

◆ ケース 01

子どものいない養子の相続

被相続人に子どもがおらず、第2順位者である親が相続人である場合、その被相続人が養子(普通養子)であり、実親および養親が双方存命であるときは、実親および養親が相続人となるため留意する。

◆ ケース 02

実親および祖父母が両方存命の場合

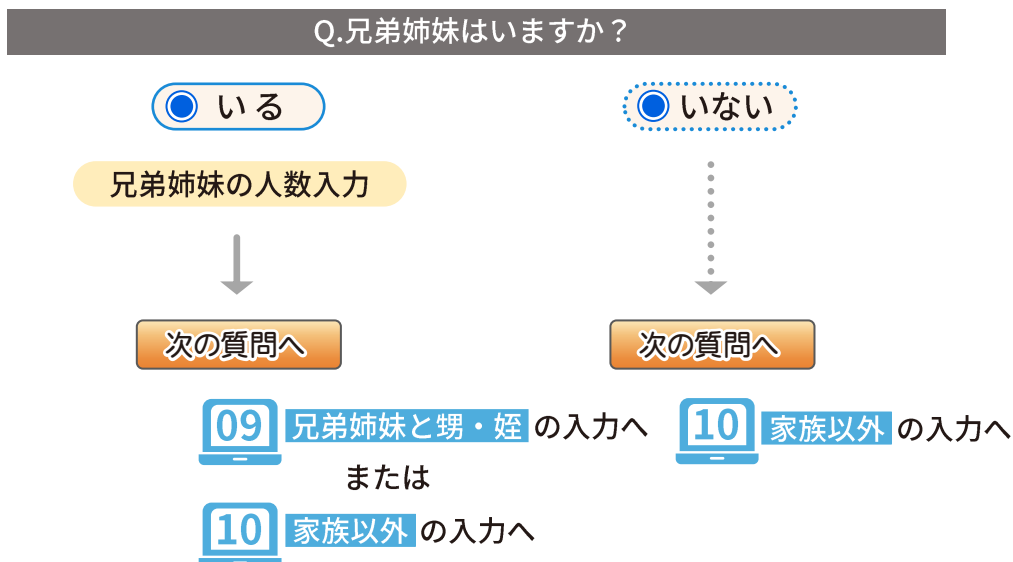
民法第889条(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 1 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 2 被相続人の兄弟姉妹

※ 本シミュレーションは、このケースには対応していません

※ 本シミュレーションは〔半血兄弟姉妹〕には対応していないため、法定相続人に該当(法定相続分は全血兄弟姉妹の1/2)する場合であっても、法定相続分等の適正数値は算出できない



留意点

全血兄弟姉妹、半血兄弟姉妹

民法第900条(法定相続分)

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 1 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各 1/2 とする。
- 2 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、2/3 とし、直系尊属の相続分は、1/3 とする。
- 3 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3/4 とし、兄弟姉妹の相続分は、1/4 とする。
- 4 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。
ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の1/2とする。

※ 父母の双方を同じくする兄弟姉妹 … 全血兄弟姉妹
 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹 … 半血兄弟姉妹
 半血兄弟姉妹の法定相続分は全血兄弟姉妹の1/2となる

08 兄弟姉妹 までの情報入力で、兄弟姉妹が
法定相続人に該当すると判定された場合に表示される画面

- ※ 死別・欠格の兄弟姉妹はチェック ☒ を外す
- ※ チェック ☒ が外された兄弟姉妹に、その子ども(甥・姪)がいる場合には
代襲相続人とされる

Q.兄弟姉妹と甥・姪について

甥・姪 の人数入力



兄弟姉妹の生存確認 ☒



次の質問へ

10 家族以外 の入力へ

留意点

兄弟姉妹の代襲相続は一代(甥・姪)まで

民法第887条(子及びその代襲者等の相続権)

被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない(代襲相続)。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する(再代襲相続)。

民法第889条(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 1 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 2 被相続人の兄弟姉妹
- 2 **第887条第2項の規定(代襲相続)は、前項第2号(被相続人の兄弟姉妹)の場合について準用する。**



再代襲相続の規定である第887条第3項は準用されていないため注意

基本情報の入力

Q. ご家族以外に財産を渡したい方はいますか？
(事業承継における後継者が、ご家族以外の場合は、「いる」を選択してください)

☒ いる ☐ いない

親族（六親等以内の血族、三親等以内の姻族） 人

親族以外 人

前の画面へ 次の画面へ

Q. ご家族以外に財産を渡したい方はいますか？

☒ いる

☐ いない

該当するものに人数入力



相続人等の一覧へ



11 被相続人の家族構成図と相続人の選択 (P28) へ



Point

この画面で該当するケース

- ① 法定相続人以外の親族を後継者として、自社株を渡したい場合
 ⇒ 同族株主を判定する要素となる
- ② 法定相続人や親族以外の第三者を後継者として、自社株を渡したい場合
 ⇒ 相続人がいないため、社長の右腕として貢献している社員、または外部から招いた後継者に財産を渡したい 等

いずれも実際に遺贈する場合は【遺言書】が必要となる



留意点

法定相続人以外に財産を遺したい場合、一般的には以下の方法がある

1. 遺言
2. 民事信託

遺言の種類

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言
- ③ 秘密証書遺言

自筆証書遺言書の法務局保管制度について

令和2年7月10日より自筆証書遺言書保管制度が取扱い開始

- 自筆証書遺言書を本人が自書(財産目録等については自書ではなく、現物コピーや財産種類をまとめた一覧表等でも可)し、法務局に事前に予約を取った上で、本人が出向き保管申請(手数料3,900円)
- 法務局では預かった自筆証書遺言書を現物および画像データにて保管
保管期間…原本:遺言者死亡後50年間、画像データ:同150年間
- 相続発生後は相続人が最寄りの法務局にて遺言書原本または画像データを閲覧し内容を確認

※ 本制度を利用すれば家庭裁判所での検認作業は不要

※ 法務局では、形式の不備を確認するのみで内容については確認しないため、別途専門家等への相談が必要な場合もある

2

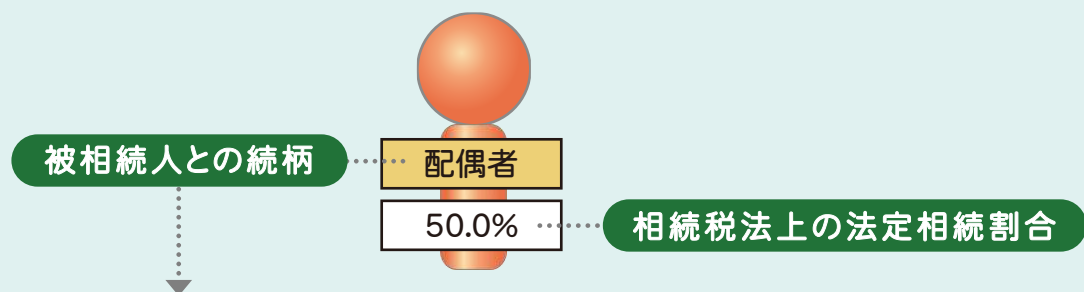
被相続人の家族構成図と相続人の選択



1. 基本情報の入力 (P15~) で入力した情報に基づき、家族構成図が表示され、

法定相続人 と 法定相続分 の確認ができる。

また、法定相続人以外の者にも財産を渡す設定ができる。



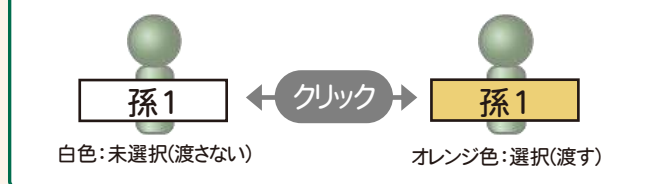
続柄名 (オレンジ色)

相続税法上または民法上、法定相続人とされる者および
 10 家族以外 (P24) で親族 (六親等以内の血族、三親等以内の姻族) や
 親族以外に財産を渡すとした者

続柄名 (白色)

相続税法上または民法上、法定相続人とされない者および現時点では
 相続人として未選択の者

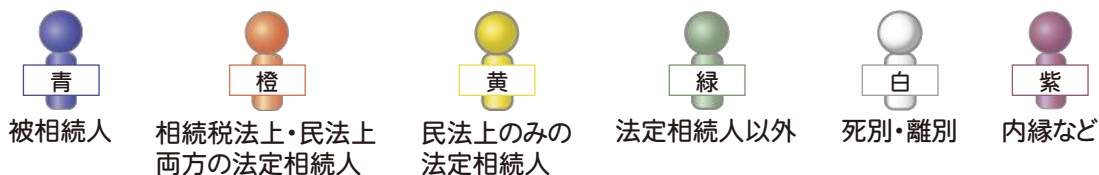
★ 財産を渡したい人を追加する場合



※ 「法定相続人以外」の者のみ選択可能

※ 先の配偶者や内縁などの者に財産を渡したい場合は、10 家族以外 (P24) で親族以外として基本情報を入力のこと

相続人の種別



確認後、

財産情報へ

12

相続財産の一覧 (P36)

へ

留意点

家族構成図 から分かること

- ① 被相続人から見て、誰が**法定相続人**なのか
- ② **法定相続割合**はそれぞれいくらになるか

被相続人の望まない形で遺産分割が起きることも!

例えば・・・

- ▶ 若くして離婚し、お互いが再婚、先妻との子どもとは数十年も接点がなく、被相続人自身も先妻の子どもが相続人だと気付いていない
- ▶ 内縁関係の間の子ども(非嫡出子)も嫡出子と同じ相続分があることを知らない
- ▶ 子どもがいない場合には、兄弟姉妹(または甥・姪)にも財産の相続権があることを知らない

等々

家族構成図は相続人や親族の一人ひとりの顔形や性格までもがイメージできるので、被相続人の想いは強いものになってくる



そのようなことを踏まえ、**遺言** や **生命保険** を上手に活用し、被相続人の望む形での相続の実現をアドバイスしていくことが大切である

Point

この家族構成図が

お客様の相続における **課題発見から保険提案への起点** となる

被相続人の相続人・親族等や財産に関する想い、相互の人間関係などを十分聞き出すことができる

からである



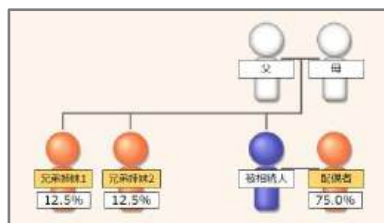
提案のヒント 01

03 子ども (P16) で 子が ☒ いない を選択したお客様には、次の問題点が考えられる。



問題点

子どもがいない夫婦で、被相続人である夫または妻が死亡すると、残された配偶者の相続分は遺言がない場合に、一般的に第3順位者である被相続人の兄弟姉妹との間で分割することになる。(配偶者3/4、兄弟姉妹1/4)



第2順位者の配偶者と両親との間での分割も考えられるが、被相続人の相続開始時点では、両親がすでに死亡しているケースも多い。

子どものいない夫婦のケースで問題となるのは、配偶者と兄弟姉妹との間である。

普段、交流の少ない夫の兄弟姉妹(被相続人の兄弟姉妹、またはその子どもである甥・姪)から法定相続分での遺産分割の主張が起こされる可能性がある。その際、遺言がなければ配偶者は被相続人の兄弟姉妹と遺産分割協議をおこなわざるを得なくなる。

また遺産分割は相続人全員の合意が必要なため、高齢の配偶者が兄弟姉妹(兄弟姉妹が死亡している場合は甥・姪)を探し訪ねて、分割における確認をとることが必要であり、相続人が多数になる場合は配偶者に多大な負担がかかることになる。

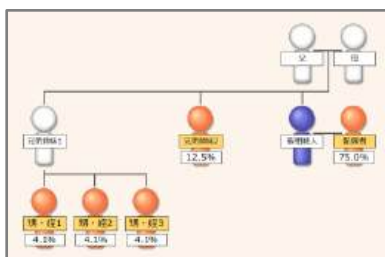


解決策と保険活用

子どものいない夫婦は、『遺言』があれば **？ 問題点** は簡単に解決する。例えば「財産の全てを配偶者に相続させる」とか「被相続人が指定した人物に財産を遺贈する」などの遺言があれば、遺言の対象先となっていない兄弟姉妹には財産を取得する権利はなくなる。

なぜなら、兄弟姉妹には民法で認められている最低限の権利である『遺留分』がないからである。子どものいない夫婦にはメリットもある。兄弟姉妹(兄弟姉妹が死亡していれば甥・姪)が相続人であることはその人数に応じて生命保険金や死亡退職金の非課税枠が活用できるからである。

例えば、次のケースのように被相続人の兄弟姉妹が死亡していれば、その子どもである甥・姪が相続人になる。



- ・ 被相続人の兄弟姉妹は本人を除いて2人
- ・ そのうち1人が死亡、甥・姪が3人
- ・ 図のように配偶者を含めて法定相続人が5人

生命保険金や死亡退職金の非課税枠は、それぞれ

500万円 × 法定相続人数 5人 = 2,500万円 までは非課税となる。

被相続人の相続財産のうち、まとまった現金があればそれを

2,500万円までの生命保険金 (相続人である配偶者を受取人にする事)

に替えることによって、税金のかからない財産となる。

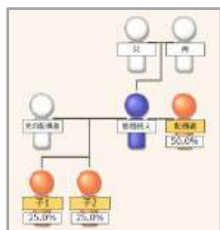
このように「遺言」と「生命保険金」「死亡退職金」をセットで活用することによって遺産分割争いを避けることができ、さらに非課税枠をフルに活用すると税負担の軽減にもつながってくる。



提案のヒント



02



02 配偶者 (P15) で 被相続人が再婚 の場合には、次の問題点が考えられる。



問題点

先妻に子どもがあり、被相続人が再婚している場合には、被相続人の死亡によって、先妻の子どもと後妻との間で、遺産分割についてもめることが往々にしてある。

CASE 1

再婚後の婚姻期間が短い場合

再婚後の婚姻期間や先妻の子どもと後妻との人間関係にもよるが、高齢での再婚の場合、再婚後短い期間で被相続人が死亡すると、先妻の子どもと後妻との間でもめる。先妻の子ども曰く、「財産の大部分は私たちの母と父で築いたもの。それなのに婚姻年数の浅い後妻が法定相続分を主張して半分を相続するのはおかしい」と。

CASE 2

再婚後の婚姻期間が長い場合

先妻とは若いときに離婚。子どもは先妻が引取り、その後再婚し数十年経過。先妻の子どもや先妻との交流は全くない。あまりに年数が経っていて、先妻の子どもが相続人であることすら忘れてしまっている。しかし、被相続人が死亡した後、数十年も交流のなかった先妻の子どもから遺産分割の申し出があった。先妻の子どもには、当然相続人としての権利がある。

上記ケースのように再婚の場合は、「先妻の子ども」と「後妻」との間に遺産分割についてもめることが考えられる。



解決策と保険活用

遺産分割については遺言等を活用して、相続人への配慮が必要となる。

CASE 1 再婚後の婚姻期間が短い場合

再婚した時点でお互いの財産の洗出しをおこない、それまでの財産を再婚前の相続人(先妻の子ども)に遺言で相続させ、それ以降に築いた財産については法定相続分で分割する方法がある。
あるいは、遺言で「本来の相続財産」は先妻の子どもに、後妻には今後の生活資金として「みなし相続財産」である生命保険金を渡すようにする方法もある。

CASE 2 再婚後の婚姻期間が長い場合

先妻の子ども本来の相続財産における遺留分額を侵害しないよう、財産分けとしてあらかじめ遺言書を書いておく。なお「妻に財産を全部渡す」という遺言書を書いても、先妻の子どもから遺留分侵害額請求を受ける可能性がある。また、いくら何十年も交流がないからといって、先妻の子ども相続権がなくなるわけではない。遺産分割には相続人全員の合意が必要となる。そのためにも事前対策が必要である。

前述のように、家族構成や相続人同士の人間関係によって遺産分割に問題が生じる場合がある。

特に次のような家族構成の場合、問題が起きる可能性があるため、「遺言」や「生命保険」を活用して、問題解決を図ることが必要である。

親族間でもめることの多い家族関係

子どもの問題	子どもがいない	
	実子	養子
	後妻の子ども	先妻の子ども
	親の面倒をみる子ども	親の面倒をみない子ども
	嫡出子	非嫡出子
配偶者の問題	正妻	内縁
	後妻	先妻
両親の問題	実親	義理の親

3

相続財産の一覧と相続税の計算結果

相続財産の各種類ごとにお客様からヒアリングしながら財産額を入力

※数字入力は半角数字でおこなう

入力単位〔万円〕〔千円〕選択

① ① 入力金額の解説 各財産項目の「入力金額の解説」が表示される

参照)

13 自宅用の土地・建物 14 事業用の土地・建物 15 その他の土地・建物

② ② 各項目ボタンから表示された別画面より入力する

参照)

+ 自社株の入力 16 株式会社・特例有限会社 ▶ 17 自社株・出資額の持分評価

18 医療法人

19 納税猶予制度

+ 死亡退職金の入力 20 死亡退職金

+ 生命保険金の入力 21 生命保険金

③ ③ 下記項目は相続税評価額欄に直接入力する

- 上場株式・有価証券
- 預貯金
- 自社法人への貸付金
- その他の財産
- 22 借入金等

財産の種類	財産の評価額の参考	財産額	相続税評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	小規模適用前 万円 小規模適用後 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	小規模適用前 万円 小規模適用後 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	小規模適用前 万円 小規模適用後 万円

自宅用の土地・建物の解説画面

[解説] 自宅用の土地・建物

←画面閉じる

【自宅の土地の評価】

1㎡当たりの単価 万円 × 土地の面積 ㎡ = 評価額 A 万円

※路線価図は単位が千円になっていますので、「路線価図の単位 × 10」によって、万円の単位を算出します。

自宅を配偶者・同居している相続人等が居住、一定の要件を満たした場合(特定居住用宅地等)

【小規模宅地の評価減の適用】

● 自宅の土地の面積が 330 ㎡以下の場合

評価額 A 万円 × 20% = 小規模宅地適用後の評価額 万円

● 自宅の土地の面積が 330 ㎡を超える場合

評価額 A 万円 - (評価額 A 万円 × $\frac{330 \text{ ㎡}}{\text{土地の面積}} \times 80\%$) = 評価額 B 万円

付表 1 参照 (P80)

ここでの概算値を ★ 欄に入力

財産の種類	財産の評価額の参考	財産額	相続税評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	5,000 万円 1,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	小規模適用前 万円 小規模適用後 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	小規模適用前 万円 小規模適用後 万円

※ 評価減が出来ない場合は、財産額欄・相続税評価額欄とも同数値を入力

13 自宅用の土地・建物

14 事業用の土地・建物

15 その他の土地・建物

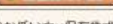
この解説は、あくまで概算での金額表示であるため、正確な数値については、お客様ご自身で税理士等の専門家に相談していただくようにする。



提案のヒント 03

自宅用の土地・建物の財産額(時価…この場合は小規模宅地等の特例適用前の評価額)と小規模宅地等の特例適用後の相続税評価額との乖離(80%評価減)のあるケース。

相続財産の一覧

財産の種類	財産の評価額の参考		財産額	相続税評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	 入力金額の解説	3,600 万円	720 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	 入力金額の解説	0 万円	0 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	 入力金額の解説	0 万円	0 万円
自社株(出資評価額)	贈与税・相続税の特例納税優遇制度を活用する場合も入力が必要	 自社株の入力		0 万円
上場株式・有価証券	課税時期の最終価格もしくは直近3か月の月平均額の最安値のいずれか低い方×保有株式数			0 万円
預貯金	解約時手取金額			1,200 万円



問題点①

小規模宅地等の特例を活用するケースでは、相続人が複数いる場合、自宅を誰が相続するかによって、他の相続人に対して「遺留分を侵害する」ケースが考えられる。

相続税に関しては、被相続人と同居もしくは自宅を持たない相続人が自宅を相続した場合、自宅の土地の評価は80%評価減(330㎡まで)を活用できるが、遺産分割上においては自宅の評価は時価で計算するためである。自宅を相続した相続人が他の相続人の遺留分を侵害していないかの確認が必要である。



シミュレーションを使って入力してみよう!

- 【設例】 被相続人 : 父親(母親はすでに死亡)
 相続人 : 長男・二男・三男の3人
 養子・両親・兄弟 : 全てなし
 相続財産 : 自宅の土地 財産額3,600万円 [時価4,500万円] (建物は評価額0と仮定)
 ※小規模宅地等の特例適用後720万円
 : 預貯金 1,200万円のみ

★この数字を入力(次ページ参照)

父親死亡後、同居していた長男が自宅を相続、預貯金は3人で400万円ずつ分割した場合、相続税はかからない。(下記参照)

遺産に係る基礎控除

(3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円)



財産評価額

(720万円 + 1,200万円 = 1,920万円)

一見問題はなさそうだが、遺留分侵害額の算出では、土地は時価とされるため、シミュレーション結果(次ページ)により、長男は二男・三男からそれぞれ550万円ずつの遺留分侵害額請求を起こされる可能性がある。(次ページ※参照)

【シミュレーション結果】

遺留分侵害額				
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人				
財産の種類	財産額：万円	★子1	★子2	★子3
自宅用の土地・建物	4,500	4,500 ★ここに入力	0	0
	3,600	3,600	0	0
事業用の土地・建物	0	0	0	0
	0	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0
	0	0	0	0
借入金等を除いた上記以外の財産額	1,200	400	400	400
遺留分算定に加算する生前贈与額	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0
遺留分算定基礎額 ＝財産＋贈与－▲借入金等	5,700			
遺留分額	2,850	950	950	950
遺留分額から控除する財産＋贈与		4,900	400	400
遺留分額に加算する▲借入金等		0	0	0
遺留分侵害額		0 ※	550	550



解決策と保険活用

遺留分侵害の対策としては、「生命保険」を活用して遺留分侵害額を準備できる。

生命保険金

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
被相続人	被相続人	相続人

↓ この場合

保険金の非課税枠 相続人1人につき
 $500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 1,500 \text{ 万円}$
 の範囲内

遺留分侵害額 二男・三男合計
 1,100 万円

を生命保険金で準備しても



相続税が増えることはない！

※ このケースでは相続税はかからない



問題点②

小規模宅地等の特例を活用するケースでは、問題点①の遺留分対策だけでなく、資産家に対する二次相続対策の問題も考えられる。

具体的には、配偶者と子どもが相続人で、一次相続において小規模宅地等の特例を活用した自宅を配偶者が相続した場合に、二次相続において小規模宅地等の特例が活用できないケースが出てくる。

なぜなら、自宅の居住用財産における「小規模宅地等の特例」の要件（次ページ参照）が厳しいからである。つまり、二次相続においては小規模宅地等の特例が使えないケースもあり、相続税が過大になる可能性がある。



解決策と保険活用

小規模宅地等の特例が活用できないことが考えられる場合の対策として生命保険を活用して、二次相続の納税資金対策をおこなう必要がある。

このように、小規模宅地等の特例が自宅に活用できるかどうかによって提案が異なってくる。



活用できる場合

遺留分問題も一緒に考えて保険提案に加える



活用できない場合

相続税がその分過大になるため、納税資金対策としての生命保険の活用も考えられることを保険提案に加える

【参考】小規模宅地等の特例（国税庁/タックスアンサー No.4124）

（特定居住用宅地等）

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する被相続人の親族が相続または遺贈により取得したものをいいます（次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる要件に該当する部分で、それぞれの要件に該当する被相続人の親族が相続または遺贈により取得した持分の割合に応ずる部分に限られます）。なお、その宅地等が2以上ある場合には、主としてその居住の用に供していた一の宅地等に限ります。

特定居住用宅地等の要件			
区分		特例の適用要件	
		取得者	取得者等ごとの要件
①	被相続人の居住の用（注1）に供されていた宅地等（注2）	1 被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
		2 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族（注3）	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること。
		3 上記1および2以外の親族	次の（1）から（6）の要件を全て満たすこと（一定の経過措置がありますので、詳しくは下記の（注4）を参照してください。）。 （1）居住制限納税義務者または非居住制限納税義務者（注5）のうち日本国籍を有しない者ではないこと。 （2）被相続人に配偶者がいないこと。 （3）相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた被相続人の相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人）がいないこと。 （4）相続開始前3年以内に日本国内にある取得者、取得者の配偶者、取得者の三親等内の親族または取得者と特別の関係がある一定の法人（注6）が所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。）に居住したことがないこと。 （5）相続開始時に、取得者が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと。 （6）その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること。
②	被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はありません。
		2 被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

詳細は「国税庁/タックスアンサーNo.4124」を参照

財産の種類	財産の評価額の参考	財産額	相続税評価額
住宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参考	5,000 万円	1,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参考	12,000 万円	2,400 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参考	2,000 万円	1,000 万円

事業用の土地・建物の解説画面

[解説] 事業用の土地・建物

【事業用の土地の評価】
1㎡当たりの単価 × 土地の面積 = 評価額 A

※路線価図は単位が千円になっていますので、「路線価図の単位 ÷ 10」によって、万円の単位を算出します。

事業用土地を転換等が起き、一定の要件を満たした場合(特定事業用地等)

【小規模宅地の評価減の適用】

●事業用の土地の面積が 400㎡以下の場合

評価額 A × 20% = 評価額 B

●事業用の土地の面積が 400㎡を超える場合

評価額 A - (評価額 A - 400㎡ × 路線価図 × 80%) = 評価額 C

付表 2 参照 (P80)

ここでの概算値を ★ 欄に入力

財産額	相続税評価額
5,000 万円	1,000 万円
12,000 万円	2,400 万円
小規模適用前 万円	小規模適用後 万円

※ 評価減が出来ない場合は、財産額欄・相続税評価額欄とも同数値を入力

財産の種類	財産の評価額の参考	財産額	相続税評価額
住宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参考	5,000 万円	1,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参考	12,000 万円	2,400 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参考	2,000 万円	1,000 万円

その他の土地・建物の解説画面
(更地、貸宅地、貸家建付地、貸付用の建物)

[解説] その他の土地・建物

【更地(自用地)の評価】
1㎡当たりの単価 × 土地の面積 = 評価額 A

※路線価図は単位が千円になっていますので、「路線価図の単位 ÷ 10」によって、万円の単位を算出します。

【貸宅地の評価】
評価額 A × (1 - 借地権割合) = 評価額 B

【貸家建付地の評価】(マンション・一戸建て貸家等)
評価額 A × (1 - 借地権割合) × (借家権割合) = 評価額 C

付表 3 参照 (P81)

ここでの概算値を ★ 欄に入力

財産額	相続税評価額
5,000 万円	1,000 万円
12,000 万円	2,400 万円
2,000 万円	1,000 万円

※ 評価減が出来ない場合は、財産額欄・相続税評価額欄とも同数値を入力

入力画面

17 自社株・出資額の持分評価へ

自社株（出資評価額）

入力金額の解説 × ←画面閉じる

選択

☒ 株式会社・特例有限会社 ☐ 医療法人

入力

1株あたりの評価額 10,000 円
被相続人の持株数 16,000 株
発行済株式総数 20,000 株

17 下段参照

※発行済株式は、議決権に制限のないものに限りません。

自社株評価額 16,000 万円

後継者は? ★子1

このシミュレーションソフトでは、「特例納税猶予制度」については、「被相続人である1名の株主から、後継者1名（推定相続人等以外を含む）の承継パターン」に対してのみ対応しています。

後継者が既に取得している株式数 0 株

相続税納税猶予制度の適用を受ける場合には

後継者を指定

後継者が既に取得している株式数を入力

自社株に係わる相続税または贈与税の「納税猶予」をご存知ですか？
平成30年からスタートした贈与税・相続税の『特例納税猶予制度』について

特例事業承継税制とは

特例事業承継税制の要件

特例事業承継税制の手続きの流れ

一般事業承継税制の要件

決定

自社株（出資評価額）の評価額が自動表示される

- ◆ 相続税納税猶予制度の適用要件に該当しない入力内容でも入力自体はできるため、適用要件に該当するかどうかを十分注意すること。
- ◆ 特例事業承継税制・一般事業承継税制の要件が満たされていない場合は、確認メッセージが表示され納税猶予制度の活用なしとしてシミュレーションをおこなう。試算ツール 28 納税猶予の活用 (P64) は選択できなくなる。
- ◆ 本シミュレーションでは、特例事業承継税制については 被相続人である1名の株主から、後継者1名（推定相続人等以外を含む）の承継パターン に対してのみ対応。
- ◆ 今後の税制改正によって要件等が変わるため、注意すること。

自社株（出資評価額）

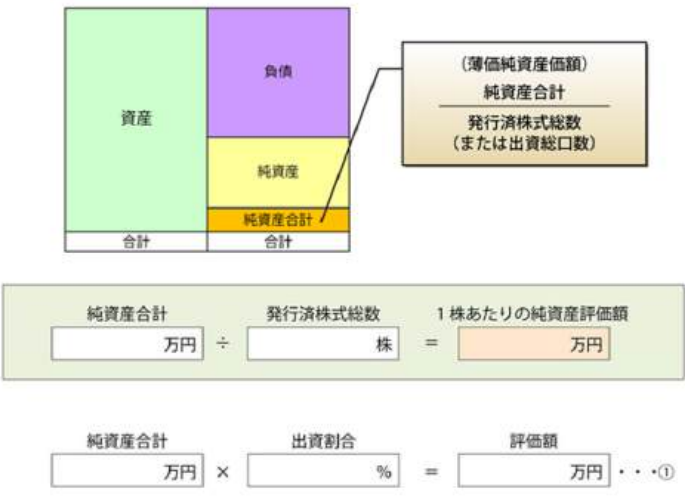
☒ 株式会社・特例有限会社 ☐ 医療法人

入力金額の解説

1株あたりの評価額 円  下記参照

[解説] 自社株・出資額の持分評価  ←画面閉じる

【自社株・出資額の持分評価】



簿価純資産価額
純資産合計
発行済株式総数
(または出資総口数)

純資産合計 発行済株式総数 1株あたりの純資産評価額
万円 ÷ 株 = 万円

純資産合計 出資割合 評価額
万円 × ％ = 万円・・・①

付表 **4** 参照 (P81)

1株あたりの評価額は、簡便法として、上図 [解説] 自社株・出資額の持分評価 にあるように直前期の貸借対照表の純資産合計を発行済株式総数で除すことによって、1株あたりの簿価純資産価額を計算することができる。

ただし、土地や有価証券などの含み益を反映した時価純資産価額ではないため、実際の数値とは異なる点に注意すること。詳しくは税理士等の専門家に相談してもらう。

その他の土地・建物 建物の評価額は固定資産税課税時価を参照 入力金額の解説 小規模適用前 万円 小規模適用後 万円

自社株（出資評価額） 重与税・相続税の特例軽減率制度を適用する場合も入力が必要 入力金額の解説 0 万円

上場株式・有価証券 課税時期の最終価格もしくは直近3か月の月平均額の歴史値のいずれか低い方×保有数 0 万円

預貯金 解約時手取金額 0 万円

死亡退職金 予定されている死亡退職金 死亡退職金 入力 死亡退職金 万円 0 万円

17 自社株・出資額の持分評価 へ

入力画面

自社株（出資評価額）

☐ 株式会社・特例有限会社 ☒ 医療法人 入力金額の解説

選択

持分あり社団医療法人（経過措置医療法人）ですか？

☒ はい ☐ いいえ

「持分なし」医療法人に移行を考えていますか？

☐ はい ☒ いいえ

入力

出資額（資本金）合計 1,000 万円

被相続人の出資割合 80 %

出資持分評価額の合計 18,600 万円

出資評価額 14,880 万円

出資持分評価額の合計 × 被相続人の出資割合

決定

自社株(出資評価額)の評価額が **自動表示** される

14,880 万円

上場株式・有価証券 課税時期の最終価格もしくは直近3か月の月平均額の歴史値のいずれか低い方×保有株式数 0 万円

預貯金 解約時手取金額 0 万円

「持分あり 医療法人」の場合のみ、出資評価額の入力画面が表示される。

「持分あり 医療法人ではない場合」あるいは「持分なし 医療法人に移行を考えている場合」には **出資評価額** は「0」で表示される。

留意点

出資持分ありの医療法人とは

第5次医療法改正により、平成19年4月以降の医療法人は「出資持分なし医療法人」しか設立が認められなくなった。平成19年3月までに設立された医療法人については「経過措置型医療法人」として出資持分（一般的には時価により評価した出資持分の払戻し）が認められている。従って、出資持分ありの医療法人かどうかは事前に確認が必要となる。

➡ 自社株の入力 ボタンをクリックすると表示される画面下段

自社株（出資評価額）

☒ 株式会社・特例有限会社 ☐ 医療法人

入力金額の解説

}}

自社株に係わる相続税または贈与税の「納税猶予」をご存知ですか？
平成30年からスタートした贈与税・相続税の『特例納税猶予制度』について

特例事業承継税制とは

特例事業承継税制の要件

特例事業承継税制の手続きの流れ

一般事業承継税制の要件

決定

[解説]特例事業承継税制とは？

① 贈与や相続で後継者に渡す自社株の全部について、納税を猶予することができます！

事業承継において、贈与や相続で後継者に渡す自社株の全部について、10年間限定で特例事業承継税制が適用できるようになりました！
これにより税負担なしで、自社株を後継者に移転できるようになります。

特例事業承継税制の概要

経営者の高齢化が進む中、多くの経営者は事業承継に手がつけられていません。これまで自社株を贈与したり、相続で後継者に渡しても、多額の贈与税・相続税が課税されてきました。平成20年（2008年）からスタートした自社株の納税猶予制度は使い勝手よく、常に納税猶予の取消リスク（税金の負担リスク）がつきまわっていました。そこで平成30年度（2018年度）の税制改正において、これまでの納税猶予制度を見直し、事業承継に時間的余裕のない経営者を救うため、10年間限定で新しい特例事業承継税制がスタートしました。これにより税負担なしで自社株を後継者（第三者も含む）に移すことができるようになります。

[解説]特例事業承継税制の要件

① 特例事業承継税制の『会社の要件』はご存知ですか？

特例事業承継税制の適用を受けるためには、会社の要件、先代経営者の要件、後継者の要件、特例を受けた後の継続要件などが必要になります。
まずは会社の要件から確認してください！

事業承継税制の適用を受けられる会社の要件

対象となる会社は、以下の要件を全てを満たす必要があります。

- 1 上場会社でないこと（非上場であること）
- 2 「中小企業基本法」で規定された中小企業であること

[解説]特例事業承継税制の手続きの流れ

① 特例事業承継税制を検討される場合には、『全体的な手続きの流れ』を確認してください！

特例事業承継税制の流れには、いずれも期限があるので注意が必要です。

特例事業承継税制の手続きの流れ



[解説]一般事業承継税制の要件

① 贈与税の納税猶予をご存知ですか？

後継者が贈与により取得した株式等に係る贈与税の100%が納税猶予される制度です。

ただし、対象となる株式は非上場株式であり、贈与前から後継者が既に保有していた完全議決権株式を含めて当該中小企業の総株主等議決権数の3分の2が適用の上限

※ 赤字は相続税の納税猶予制度との相違点

先代経営者の要件

- ・会社の代表権を有していた
- ・贈与時までに代表権がない
- ・先代経営者＋特別関係者で50%超の株式保有、かつ筆頭株主 など

会社の要件

- ・認定を受けた中小企業者
- ・使用人は1人以上
- ・収入は0以外 など

後継者の要件

- ・18歳以上である
- ・会社の株式を35%以上

預貯金	解約時手取金額	6,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	死亡退職金の入力 死亡退職金 万円 0 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である契約	生命保険金の入力 生命保険金 万円 0 万円
自営法人への費付金	自営法人への費付金やその他の費付金	2,600 万円

★は相続税法上・民法上両方の法定相続人
☆は民法上のみの法定相続人

受取人が法定相続人である死亡退職金の評価金額は死亡退職金の非課税限度額（◆1）が按分されて自動表示される（◆2）

受取人選択

※1

退職金入力

※2

死亡退職金

死亡退職金の受取人指定と退職金額を入力してください

受取人	退職金	評価金額
★配偶者	8,000 万円	5,000 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円

死亡退職金の受け取りは通常、配偶者や指定された相続人など1人です。しかし配偶者がなく子どもが複数いて指定されていない場合などには、退職金を相続人である子ども全員で均等に分けることになりますので、その場合は相続人である子ども全員に退職金を均等に分けた金額を入力してください。

決定

・本ケースは死亡退職金の受取人が配偶者1人で法定相続人が6人いる場合

死亡退職金が自動表示される

預貯金	解約時手取金額	6,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	死亡退職金の入力 8,000 万円 5,000 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である契約	生命保険金の入力 生命保険金 万円 0 万円

（◆1）非課税限度額 = 500万円 × 相続税法上の法定相続人の数

（◆2）各人の評価金額 = 各人の退職金額 - $\left(\text{非課税限度額} \times \frac{\text{各人の退職金額}}{\text{退職金合計額}} \right)$

※1 相続人および財産を渡す者として選択した者以外の受取人は選択できない。

※2 死亡退職金の受取人は、通常、配偶者や指定された相続人など1人とされるが、たとえば配偶者がなく複数の子どもがいて受取人が指定されていない場合などには、退職金を相続人である子ども全員で均等に分けることになる。このような場合には相続人である子ども全員に退職金を均等に分けた金額を入力する。

預貯金	解約時手取金額	6,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	8,000 万円 5,000 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人	生命保険金の入力 0 万円
自営法人への貸付金	自営法人への貸付金やその他の貸付金	2,600 万円
その他の財産	財産一式のおよその価額(その他、宝石・貴金属・絵画・ゴルフ会員権など)	1,000 万円

★は相続税法上・民法上両方の法定相続人
☆は民法上のみの法定相続人
(★☆なしは上記以外)

受取人が法定相続人である生命保険金の評価金額は
生命保険金の非課税限度額（◆1）が按分されて
自動表示 される（◆2）

生命保険

「契約者」「被保険者」が被相続人の契約を入力してください。

受取人	保険金額	評価金額
★配偶者	4,000 万円	2,000 万円
★子1	1,000 万円	500 万円
★子2	1,000 万円	500 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円

受取人選択

※1

保険金額入力

決定

・本ケースは生命保険金の受取人が配偶者と子ども2人で法定相続人が6人いる場合

生命保険金が **自動表示** される

死亡退職金	予定されている死亡退職金	8,000 万円 5,000 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である契約	6,000 万円 3,000 万円
自営法人への貸付金	自営法人への貸付金やその他の貸付金	2,600 万円

（◆1）非課税限度額 = 500万円 × 相続税法上の法定相続人の数

（◆2）各人の **評価金額** = 各人の保険金額 - $\left(\text{非課税限度額} \times \frac{\text{各人の保険金額}}{\text{相続人の保険金合計額}} \right)$

※1 相続人および財産を渡す者として選択した者以外の受取人は選択できない。



留意点

非課税枠の対象となる生命保険金とは？

前ページの生命保険金は、あくまで

死亡保険金の非課税枠の対象となる、死亡保険金等 である。

- ① 契約者A（被相続人）
被保険者A（被相続人）
受取人B（相続人）の
死亡保険金

従って、

- ② 契約者A（被相続人）
被保険者B（相続人）
受取人A（被相続人）の
生命保険契約の権利

や

- ③ 契約者B（相続人）
被保険者A（被相続人）
受取人B（相続人）の
一時所得形態の保険契約

の場合は上記①の **対象外** となるため注意が必要。

※ ②については、「その他の財産」等、別の項目に入力が必要。

相続税法第12条(相続税の非課税財産)

次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

5. 相続人の取得した第3条第1項第1号に掲げる保険金については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分
 - イ 第3条第1項第1号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が500万円に当該被相続人の第15条第2項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合
当該相続人の取得した保険金の金額
 - ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合
当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうちに当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

相続税法第3条(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈により取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人であるときは当該財産を相続により取得したものとみなし、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈により取得したものとみなす。

1. 被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分（下記図参照）

**みなし相続財産となる
死亡保険金**

=

**取得した
死亡保険金**

×

被相続人が負担した保険料額

被相続人の死亡時まで
払込まれた保険料総額

相続財産の一覧

財産の種類	財産の評価額の参考	財産額	相続税評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参照	5,000 万円	1,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参照	12,000 万円	2,400 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税評価額を参照	小規模適用前 万円	小規模適用後 万円
自株株（出資評価額）	譲与税・相続税の特例納税額を適用する場合も入力が必要		16,000 万円
上場株式・有価証券	課税開始日の最終価格もしくは課税開始日の月平均の最終価格のいずれか低い方×発行株式数		2,000 万円
預貯金	解約時手取金額		6,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	8,000 万円	5,000 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である契約	生命保険金 万円	0 万円
自株法人への貸付金	自株法人への貸付金やその他の貸付金		2,600 万円
その他の財産	財産一式のおよその価値(その他、宝石・貴金属・絵画・ゴルフ会員権など)		1,000 万円
▲借入金等	被相続人個人の債務残高（被相続人が連帯保証している保証債務残高は除く）		0 万円
		合計	52,600 万円
			36,000 万円

※貸付事業用宅地の「小規模宅地の特例」については、税理士等にご相談ください。

被相続人の家族構成図へ戻る

財産分割情報へ

入力後、

財産分割情報へ

23

相続財産の分割情報

▲借入金等 が相続財産評価額合計を上回り、合計 がマイナスの場合にも
 次のようなケースを考慮して、23 相続財産の分割情報 の入力に進むことができるようにしている

<ケース例>

- ① 合計 はマイナスになるが、27 遺留分侵害額 (P62) において 自宅用・事業用・その他の土地・建物 に関して、時価を入力すると相続財産総額がプラスになる場合
- ② 相続人が ▲借入金等 を自己財産等によって返済することを前提に相続を受け入れる場合

等

▲借入金等 の分割について

▲借入金等 を入力し、23 相続財産の分割情報 に遷移すると、各人の「▲借入金等」には民法上の法定相続分が自動表示されます。
 なお、遺言による相続分の指定があり、債権者が承諾している場合は、指定相続分で分割情報を入力してください。

例) 配偶者と子ども2人、▲借入金等が6,000万円の場合

相続財産の分割情報				
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人				
財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★子1	★子2
(中略)				
▲借入金等	6,000	3,000	1,500	1,500

金額入力

下記参照

相続財産の種類ごとに、お客様からヒアリングしながら
誰に どの財産を どのくらい
渡すかを入力していく

★ は相続税法上・民法上両方の法定相続人
☆ は民法上のみの法定相続人
(星印なしは上記以外)

相続財産の分割情報							
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人							
財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4	★子5
自宅用の土地・建物	1,000	1,000	0	0	0	0	0
事業用の土地・建物	2,400	0	2,400	0	0	0	0
その他の土地・建物	1,000	1,000	0	0	0	0	0
自社保 (出資評価額)	16,000	0	16,000	0	0	0	0
上場株式・有価証券	2,000	0	0	2,000	0	0	0
預貯金	6,000	0	0	0	2,000	2,000	2,000
死亡退職金	5,000	5,000	0	0	0	0	0
生命保険金	3,000	2,000	500	500	0	0	0
自社保人への貸付金	2,600	0	2,600	0	0	0	0
その他の財産	1,000	1,000	0	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0	0
合計	40,000	10,000	21,500	2,500	2,000	2,000	2,000

死亡退職金額・生命保険金額（受取人が法定相続人の場合には非課税限度枠が適用された金額）は **自動表示** される

入力後、相続税の計算結果へ

24

各人の相続税額および納税資金不足額

この画面から

思うところの分割をしたら誰にいくらの相続税がかかってくるか？
相続税納税資金は足りているか？

27 遺留分侵害額 (P62) に遷移すると遺留分の侵害が生じていないか？

などが分かり、

23

相続財産の分割情報 では

何度でも短時間で **遺産分割シミュレーション** ができる！



ここが 最重要

被相続人の希望する財産の分割を実現するには・・・

被相続人ご自身が希望する遺産分割について
▶ **遺言書** ◀ を作成しておくこと !!

相続税課税の対象者は？ 相続税額は？
相続税納税資金は足りている？ 財産を残すための保険金額は？

相続税の総額は、**11** 被相続人の家族構成図と相続人の選択 (P28) で指定された

相続税法上・民法上両方の法定相続人(橙色表示) の人数に基づく 遺産にかかる基礎控除

をおこない、法定相続分 に基づいて算出している。

次ページ参照

各人の相続税額および納税資金不足額

★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人

	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4
各人の相続財産額	60,600	20,000	31,600	3,000	2,000	2,000
各人の課税価格	40,000	10,000	21,500	2,500	2,000	2,000
各人の相続税額	7,320	1,830	3,934	457	366	366
実際の納付税額	5,490	0	3,934	457	366	366
手取り額	55,110	20,000	27,665	2,542	1,634	1,634
換金性資産額	22,000	12,000	1,000	3,000	2,000	2,000
納税資金不足額	2,934	0	2,934	0		
不足額を補う 生命保険金額	3,671	0	3,671	0	0	0
財産を全て残す為の 生命保険金額	7,293	0	5,196	662	478	478

表示・非表示の切替え

生前贈与

一時所得
形態

遺留分
侵害額

納税猶予

二次相続

遺族
生活資金

生命保険の活用 非表示

① 連帯保証債務とは？

分割情報へ戻る

ご案内は、2023年4月1日現在の税制および情報に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

印刷用PDF

4. 試算ツール (P60~) 参照

付表 5 参照 (P82)



■ 各人の相続財産額

各財産額を加算し、「▲借入金等」を控除している。

「自宅用の土地・建物」「事業用の土地・建物」は小規模宅地等の特例適用前の評価額、「死亡退職金」「生命保険金」は非課税限度枠適用前の額である。

■ 各人の課税価格

各財産の相続税評価額を加算し、「▲借入金等」を控除している。

「自宅用の土地・建物」「事業用の土地・建物」は小規模宅地等の特例適用後の評価額、「死亡退職金」「生命保険金」は非課税限度枠適用後の額である。

■ 各人の相続税額

- ① 「相続財産の分割情報」画面の「合計(課税価格)」の総額から「家族構成図」画面で指定された「相続税法上・民法上両方の法定相続人(橙色表示)」の人数に基づく「遺産にかかる基礎控除」をおこなう。
- ② 上記①によって算出された金額を「法定相続分で分割したものとしての相続税額の総額」を算出する。
- ③ 「法定相続分で分割したものとしての相続税額の総額」を「各人の課税価格」に応じて按分する。

■ 実際の納付税額

「配偶者に対する相続税額の軽減」「相続税の2割加算」が加味されている。

※一方で、未成年控除・障がい者控除・相次相続控除等は加味されないため注意

■ 手取り額

「各人の相続財産額」から「実際の納付税額」を差引いた金額。

■ 相続財産額に対する負担割合

「各人の相続財産額」に対しての「実際の納付税額」の割合。

■ 換金性資産額

「相続財産の分割情報」画面の「預貯金」「上場株式・有価証券」「生命保険金(非課税限度枠適用前)」「死亡退職金(非課税限度枠適用前)」を加算している。

■ 納付資金不足額

「実際の納付税額」から「換金性資産額」を差引いた金額。

■ 不足額を補う生命保険金額

「納税資金不足額」を補うための生命保険契約に新たに契約する場合、その生命保険金額が相続財産に含まれ、課税対象となることも考慮した保険金額。

■ 財産を全て残す為の生命保険金額

「換金性資産額」を納付資金に充当せず全て残すことを前提に、「実際の納付税額」に充当する生命保険契約に新たに契約する場合、その生命保険金額が相続財産に含まれ、課税対象となることも考慮した保険金額。



提案のヒント



04

被相続人が会社経営者や資産家の場合は、相続財産において分割にくい自社株や不動産の占率が高くなる。
相続財産画面では自社株や不動産が他の財産より過大となる傾向があり、遺産分割画面では自社株や不動産は特定の相続人に相続させることが一般的である。



問題点

★相続財産において自社株・不動産の占率が高い場合の問題点

問題点1 納税資金が不足しているかどうか

相続税計算の結果画面で、換金性資産額から納税資金がいくら不足しているかを確認することができる。

問題点2 ほかの相続人の遺留分を侵害している可能性があるかどうか

結果画面の下にある遺留分侵害額を確認することによって、誰がいくら遺留分侵害が起きているかを確認することができる。



判断は各画面で確認可能

1 相続財産の一覧

財産に分割しにくい自社株や不動産(特に事業用の不動産など)があるかどうかを確認できる。

トップ データ読み込み データ保存 クリア 表示単位 終了

相続財産の一覧

財産の種類	財産の評価額の参考	入力金額の解説	財産額	相続税評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	4,000 万円	800 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	0 万円	0 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	0 万円	0 万円
自社株(出資評価額)	権利者・相続物の特別相続減額制度を適用する場合も入力が必要	自社株の入力		18,000 万円
上場株式・有価証券	課税時期の最終取得価格もしくは直近3か月の月平均額の低い方×保有株式数			1,000 万円
預貯金	解約時手取金額			3,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	死亡退職金を入力	死亡退職金 万円	非課税控除後額 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が被相続人である契約	生命保険金を入力	生命保険金 万円	非課税控除後額 万円
自社法人への貸付金	自社法人への貸付金やその他の貸付金			0 万円
その他の財産	財産一式のおよその価額(その他、宝石・貴金属・絵画・ゴルフ会員権など)			0 万円
▲借入金等	被相続人個人の債務残高(被相続人が連帯保証している保証債務残高は除く)			0 万円
合計			26,000 万円	22,800 万円

※貸付事業用土地の「小規模宅地の特例」については、税務士等にご相談ください。

被相続人の家族構成図へ戻る 財産分割情報へ

2 遺産分割

誰にいくら財産を相続させるか? 特に自社株や不動産を誰に分けるかによって、納税や分割対策をおこなうべき相続人を把握できる。

トップ データ読み込み データ保存 クリア 表示単位 終了

相続財産の分割情報

★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人

財産の種類	評価額: 万円	★子1	★子2	★子3
自宅用の土地・建物	800	800	0	0
事業用の土地・建物	0	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0
自社株(出資評価額)	18,000	18,000	0	0
上場株式・有価証券	1,000	0	1,000	0
預貯金	3,000	0	1,000	2,000
死亡退職金	0	0	0	0
生命保険金	0	0	0	0
自社法人への貸付金	0	0	0	0
その他の財産	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0
合計	22,800	18,800	2,000	2,000

※自社株(出資評価額): 相続人となる相続人の間に、譲与または相続する自社株評価額を入力してください。

※▲借入金等: 債権者が承認しない限り、法定相続分で分割して入力してください。

財産情報へ戻る 相続税の計算結果へ

3 相続税の計算結果

納税資金の不足額が確認できる。それぞれが相続した財産の中で、実際の納付税額から換金性資産額を差引いた残額が、納税資金の不足額となる。
特に、自社株や不動産を相続した相続人は、納税資金が不足するケースが多い。

各人の相続税額および納税資金不足額					★は相続税上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人	
	合計額：万円	★子1	★子2	★子3		
各人の相続財産額	26,000	22,000	2,000	2,000		
各人の課税価格	22,800	18,800	2,000	2,000		
各人の相続税額	3,300	2,721	289	289		
実際の納付税額	3,300	2,721	289	289		
手取り額	22,700	19,278	1,710	1,710		
相続財産額に対する負担割合	12.7%	12.4%	14.5%	14.5%		
換金性資産額	4,000	0	2,000	2,000		
納税資金不足額	2,721	2,721	0	0		

※単位金額（千円・万円）未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

生前贈与 一時所得 形態 遺留分 侵害額 納税猶予 二次相続 遺族 生活資金 生命保険の活用 表示 違背保証債務とは？

分割情報へ戻る 印刷用PDF



解決策と保険活用

納税資金を生命保険で準備

24 各人の相続税額および納税資金不足額 (P52) の **生命保険の活用 表示** で納税資金を補うための生命保険の必要額を算出する。加入した生命保険も相続財産となるため、その分も加味して必要な生命保険金額を表示している。
いわば個々の相続財産完全防衛額が簡単に計算できる。

各人の相続税額および納税資金不足額				
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人				
合計額：万円	★子1	★子2	★子3	
各人の相続財産額	26,000	22,000	2,000	2,000
各人の課税価格	22,800	18,800	2,000	2,000
各人の相続税額	3,300	2,721	289	289
実際の納付税額	3,300	2,721	289	289
手取り額	22,700	19,278	1,710	1,710
換金性資産額	4,000	0	2,000	2,000
納税資金不足額	2,721	2,721	0	0
不足額を補う生命保険金額	3,184	3,184	0	0
財産を全て返済する生命保険金額	4,073	3,358	357	357

※単位金額（千円・万円）未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

生前贈与 一時所得 形態 遺留分侵害額 納税猶予 二次相続 遺産生活資金 生命保険の活用 非表示 連帯保証債務とは？

遺留分侵害額

遺留分を侵害しているかどうかは、**27** 遺留分侵害額 (P62) で確認することができる。

遺留分を侵害している場合には生命保険を活用して、遺留分侵害額に見合う金額をあらかじめ侵害者(自社株や不動産を相続した者)が準備しておく必要がある。

遺留分侵害額				
★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人				
財産の種類	財産額：万円	★子1	★子2	★子3
自宅用の土地・建物	4,000	4,000	0	0
	4,000	4,000	0	0
事業用の土地・建物	0	0	0	0
	0	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0
	0	0	0	0
借入金等を除いた上記以外の財産額	22,000	18,000	2,000	2,000
遺留分算定に加算する生前贈与額	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0
遺留分算定基礎額 = 財産 + 贈与 - ▲借入金等	26,000			
遺留分額	13,000	4,333	4,333	4,333
遺留分額から控除する財産 + 贈与		22,000	2,000	2,000
遺留分額に加算する▲借入金等		0	0	0
遺留分侵害額		0	2,333	2,333

4

試算ツール

生前贈与

贈与をしない場合の相続財産額に対する相続税のみの負担割合 と

贈与を活用する場合の相続財産額・贈与財産額の合計額に対する相続税

+

贈与税の負担割合

を比較できる

生前贈与による税額比較

入力

贈与する人数 人
うち18歳以上の直系卑属の人数 人
贈与する金額 万円
贈与する期間 年

累計贈与額 6,000万円
贈与税合計 270万円
負担割合 4.5%

試算上の留意点
生前贈与のご活用にあたっては、相続予定資産の適宜分割に留意して充分ご配慮の上ご検討ください。
生前贈与の試算は、「相続のない贈与金額」「相続のない贈与期間」等を設定してください。

贈与を活用した場合の比較

◆贈与を使用しない場合（相続税のみ）		◆贈与を使用する場合（相続税+贈与税）	
相続財産額	60,600万円	相続財産額	54,600万円
課税価格	40,000万円	贈与額合計	6,000万円
納付税額	5,490万円	課税価格	34,000万円
相続財産額に対する負担割合	9.1%	相続税額	4,188万円
		贈与税合計	270万円
		納付税額計	4,458万円
		相続・贈与の合計額に対する負担割合	7.4%

※種別を指定した場合は相続税額に代入した相続税額に代わります。よって実際の遺産分割割合による相続税額に異なる場合があります。

相続税の結果へ戻る

再計算され結果が表示される

贈与する(受贈者)の人数 贈与額 贈与期間(年単位) を入力

各受贈者について、成年・未成年の情報を入手できれば、うち18歳以上の直系卑属の人数 欄を活用することができる。 ※贈与期間中の成年該当には対応できない

一時所得
形態

納税対策に生命保険を活用する場合、

相続型

一時所得型

でどちらが有利かを確認することができる

一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別（受取人ごとの）納税資金対策>

入力

保険金受取人 ★子1
※複数人の場合は、それぞれ計算する必要があります。

新たに加入する保険金額 4,000 万円
支払い保険料総額 400 万円
受取人の年間所得金額 (収入 - 必要経費) [総合課税のみ] 1,000 万円

計算

相続型

契約者	被保険者	受取人	保険金に対する課税
被相続人	被相続人	相続人	相続税

加入した保険金額を加えた相続財産 35,600万円

一時所得型

契約者	被保険者	受取人	保険金に対する課税
相続人	被相続人	相続人	一時所得

元の相続財産 31,600万円
加入した保険金額 4,000万円

再計算され結果が表示される

(A) 上記に対応する相続税額 (A) 4,744万円

元の相続財産の相続税額と保険金に対応する税額 (B+C) 4,777万円

(B) 元の相続財産の相続税額 (B) 3,934万円

保険金に対応する相続税額 (A-B) 809万円

保険金部分の負担割合 20.2%

(C) 保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額 (C) 842万円

保険金部分の負担割合 21.1%

※所信控除は、基礎控除のみ適用して計算しています。所得税には復興特別所得税を含んでいます。住民税には、均等割は考慮していません。

相続税の結果へ戻る

相続型 の場合の保険金に対応する相続税額の計算方法

保険金に対応する相続税額

$$= \text{(A) 加入した保険金額を加えた相続財産に対する相続税額 (*1)} - \text{(B) 元の相続財産の相続税額}$$

(*1) 非課税金額控除を考慮

一時所得型 の場合の保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額の計算方法

© 保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額

$$= \text{(一時所得金額 + 年間所得金額)の所得税・住民税額 (*2)} - \text{年間所得金額の所得税・住民税額 (*2)}$$

(*2) 所得控除は基礎控除のみ適用して計算
 所得税には復興特別所得税を含む
 住民税には均等割は考慮していない

遺留分侵害額

財産分割のバランスは？「遺留分侵害」は生じていないか？

解説ボタン：各項目の算出根拠・算出方法の解説画面が表示される

■：直接入力可

遺留分侵害額

★は相続税上・民法上の法定相続人 ○は民法上のみの法定相続人

財産の種類	財産額：万円	★配偶者	★子1	★子2	★子3	★子4	★子5
自宅用の土地・建物	5,000	5,000	0	0	0	0	0
事業用の土地・建物	5,000	5,000	0	0	0	0	0
その他の土地・建物	12,000	0	12,000	0	0	0	0
	12,000	0	12,000	0	0	0	0
借入金等を除いた上記以外の財産額	2,000	2,000	0	0	0	0	0
	2,000	2,000	0	0	0	0	0
借入金等を除いた上記以外の財産額	27,600	1,000	18,600	2,000	2,000	2,000	2,000
遺留分算定に加算する生前贈与額	0	0	0	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0	0	0	0
遺留分算定基礎額 ＝財産＋贈与－▲借入金等	46,600						
遺留分額	23,300	11,650	2,330	2,330	2,330	2,330	2,330
遺留分額から控除する財産＋贈与	8,000	30,600	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
遺留分額に加算する▲借入金等	0	0	0	0	0	0	0
遺留分侵害額	3,650	0	330	330	330	330	330

相続税の結果へ戻る

★「生前贈与額(特別受益)」がある場合には、贈与時の価額ではなく、時価(現在の価額)を入力する。相続人に対しては10年以内の贈与価額を、相続人以外は1年以内の贈与価額を入力する。

★「自宅用の土地・建物」「事業用の土地・建物」「その他の土地・建物」の各時価と「遺留分算定に加算する生前贈与額」を入力すると「遺留分額」(緑の行)や「遺留分侵害額」(ピンクの行)などが自動計算される。
遺留分の権利が認められるのは「兄弟姉妹以外の相続人」のため、遺留分権利者ではない人は「-」表示される。

遺留分額 を算出するため、

自宅用の土地・建物 事業用の土地・建物 その他の土地・建物 については、上段に改めて
時価(実際の取引額) を入力する。下段には **12** 相続財産の一覧(P36) 画面で入力された
財産額(小規模宅地等の特例適用前の相続税評価額)が表示される。

初期画面では下段と同額が表示され、これにより「遺留分額」「遺留分侵害額」の数値が表示されているが、本来「遺留分額」は「時価」を基に算定されるため、改めて「小規模宅地等の特例適用“前”の“時価”」を入力する必要がある。

遺留分侵害額に関する項目の算出根拠・算出方法 (解説ボタンで表示される)

■ 遺留分算定基礎額

遺留分の計算の基となる「遺留分算定基礎額」は、次の計算式による。
 (相続)財産+(生前)贈与財産-▲借入金等

「財産」… 全ての相続財産(時価)のこと。(ただし借入金等の債務と「みなし相続財産」を除く)

「贈与」… 相続人は10年以内、相続人以外は1年以内に受けた生前贈与財産の合計額のこと。

「▲借入金等」… 被相続人が相続開始時に保有する債務額の総額のこと。

■ 遺留分額

○遺留分権利者全体の遺留分額 (これを「総対的遺留分額」という)

= 「遺留分算定基礎額」× 遺留分の割合

総体的遺留分割合

… 両親のみ1/3、それ以外1/2(兄弟姉妹には遺留分の権利はありません)

○相続人個々の遺留分額 (これを「個別的(各人の)遺留分額」という)

= 「総対的遺留分額」× 民法上の法定相続分

個別的遺留分割合

… 配偶者と子ども : 配偶者1/2・子ども1/2

配偶者と両親 : 配偶者2/3・両親1/3

配偶者と兄弟姉妹 : 兄弟姉妹には遺留分の権利が無いため、
兄弟姉妹の遺留分額は配偶者に加算

※遺留分の権利が認められるのは「兄弟姉妹以外の相続人」、遺留分権利者ではない人は「-」表示

例: 配偶者と子ども2人の場合

財産の種類	財産額: 万円	★配偶者	★子1	★子2
遺留分額	8,000	4,000	2,000	2,000

■ 遺留分侵害額

「各人の遺留分侵害額」は、遺留分権利者である各相続人毎に、「各人の遺留分額」から
 「各人の財産+贈与」を控除し、「各人の▲借入金等」を加算している。

※ 遺留分が侵害されていない場合(遺留分侵害額がマイナスとなる場合)は遺留分の侵害額が無いものとして「0」と表示

※ 遺留分の権利が認められるのは「兄弟姉妹以外の相続人」、遺留分権利者ではない人は「-」表示



留意点

遺留分を計算する上での対象財産は「時価」で評価する。

例えば、生前贈与財産については、生前贈与した当時の価額よりも大幅に上昇している場合は、その価額を入力する。

遺留分侵害が起きやすいケース

- 相続財産が自宅のみで相続人が複数いる場合
- 相続財産に自社株や不動産が多い場合
- 遺言で特定の相続人に財産の大部分を相続させる場合

▼ 遺留分侵害額請求を起こされたら現金での支払いとなる

▼ 遺留分対策には生命保険が最も相応しい

 提案のヒント  03 問題点① P38参照

 提案のヒント  04 問題点 P54参照

納税猶予

12 相続財産の一覧 (P36) で納税猶予の要件が満たされている場合、
「納税猶予制度」によって猶予される税額は？

要件確認

特例事業承継税制の要件

一般事業承継税制の要件

※ **19** 納税猶予制度⁴⁶⁾ 参照

1

贈与税の特例納税猶予を適用

贈与税の特例納税猶予適用後、贈与者である先代経営者が死亡した場合の取扱い

先代経営者である贈与者が死亡した場合、贈与税の納付は免除されます。ただし、先代経営者に係る相続税については、贈与税の納税猶予の特例を受けた後継者が非上場株式を相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与時の価額を基礎として他の相続財産と合算して計算することになります。なおその際、一定の要件を満たす場合には、相続税の納税猶予の特例を受けることができます。

相続税の特例納税猶予

二次相続

02 配偶者 (P15) で、配偶者が **01** いる を選択、かつ **03** 子ども (P16) で現在の配偶者との間に生存している子どもがいる、または **05** 養子 (P18) がいる場合

「被相続人の配偶者の相続」に関する簡易計算ができる。
二次相続における「小規模宅地等の特例」適用の有無も選択することができる。
また、「配偶者自身の現在所有する財産」も加味してシミュレーションが可能！

二次相続の簡易計算

A：一次相続での配偶者の相続財産額 20,000万円 **入力**

B：二次相続において「小規模宅地の特例」の適用有無による差額分
※一次相続において「小規模宅地の特例」の適用がない場合には、二次相続における適用ありの試算は行えず、適用なしで簡易計算されます。

自宅用の土地・建物	☒ 適用あり ☐ 適用なし	要件確認	▲ 4,000万円
事業用の土地・建物	☐ 適用あり ☐ 適用なし		▲ 0万円
その他の土地・建物	☐ 適用あり ☒ 適用なし	要件確認	▲ 0万円

C：一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産 0万円
※配偶者自身が加入している保険金額（非課税金額の控除後）も含まれます。

計算

二次相続の課税価格 (A-B+C)	16,000万円
二次相続税額	2,140万円
一次相続税額	5,490万円
合計額	7,630万円

再計算され結果が表示される

相続税の結果へ戻る

A：一次相続での配偶者の相続財産額

一次相続における「死亡退職金」もしくは「生命保険金」については、配偶者が「非課税枠」の適用を受けた後の評価金額ではなく、**配偶者が実際に受取る死亡退職金額・生命保険金額**を加算している。
また、「土地・建物」については、**配偶者の小規模宅地等の特例適用前**の財産額を加算している。

B：二次相続において「小規模宅地の特例」の適用有無による差額分

- ◆ 一次相続で配偶者が「小規模宅地等の特例」の適用を受け、二次相続においても適用が受けられる場合は **[適用あり]** を選択することにより、「**評価減分**」が表示される。
- ◆ 二次相続時の「小規模宅地等の特例」については、各 **要件確認** で確認できる。
付表 **6 7 8** 参照 (P82~83)
- ◆ 一次相続で「小規模宅地等の特例」の適用を受けていない場合には、二次相続における適用ありの試算はおこなえないため、改めて「配偶者」を被相続人とするシミュレーションへ。

※ **👉 提案のヒント** **📝 03** 問題点 ②「小規模宅地等の特例」(P40) 参照

C：一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産

一次相続で相続された相続財産以外に配偶者自身が所有する財産がある場合に入力する。

遺族生活資金

02 配偶者 (P15) で、配偶者が ☒ いる 場合

配偶者の生年月日 月間希望生活費 の入力情報と

配偶者が相続する換金性資産の合計額 により、算出した金額が表示される。
 ただし、配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮してない。

配偶者の遺族生活資金

入力

配偶者の生年月日 1963(昭和38)年 7月 7日

月間希望生活費 35 万円

計算

配偶者が相続する換金性資産の合計額 12,000万円

配偶者の納付税額 0万円

配偶者の今後の生活資金 11,760万円
 (月間希望生活費 35万円 × 12ヵ月 × 配偶者の平均余命 28 年)

※平均余命は「令和4年簡易生命表(女)」より算出しております。

配偶者の今後の生活資金の不足額 0万円

※配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮しておりません。

再計算され結果が表示される

相続税の結果へ戻る

この入力情報は、2023年1月1日現在に適用される法律に基づいており、今後、税制が変更される可能性があります。
 税制が変更された場合は、最新の法律に基づいて計算結果が更新されます。

◆ 配偶者の平均余命は、厚生労働省から毎年公表される「簡易生命表(女)」より算出

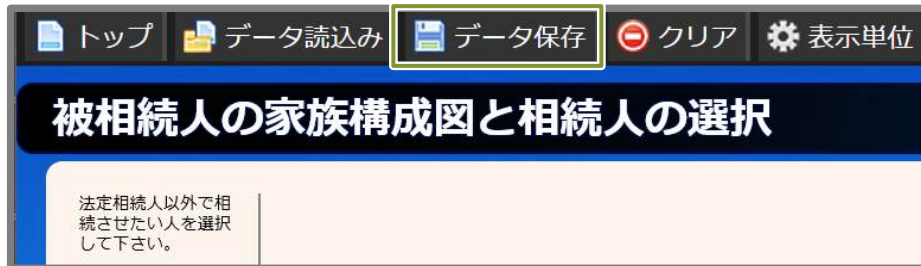
この入力情報は、02 配偶者 (P15) 『Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか?』に反映されます。

5

顧客データの保存・読み込み・削除

データ保存

① 左上部にある  データ保存 をクリック

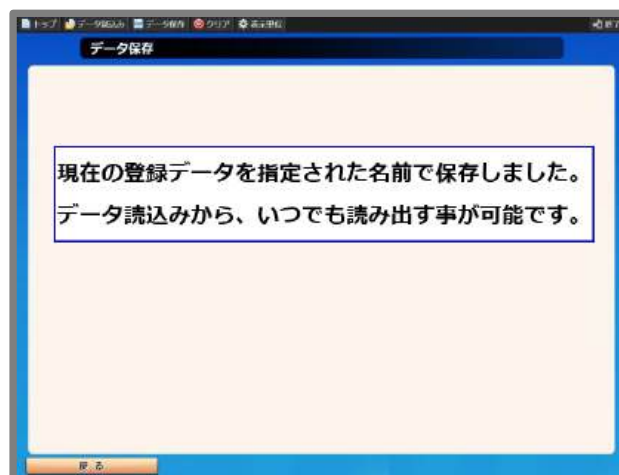


② ファイル名を入力後、 をクリック

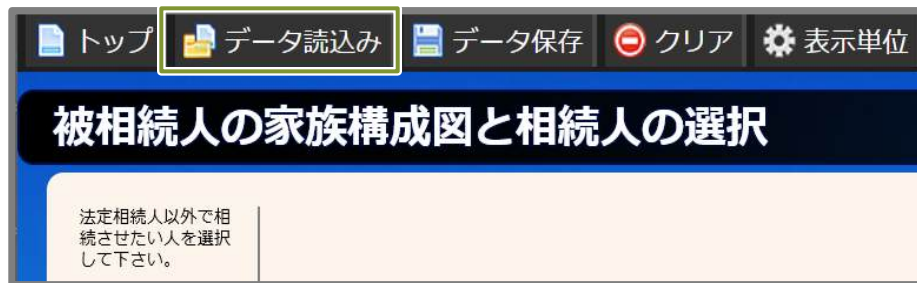
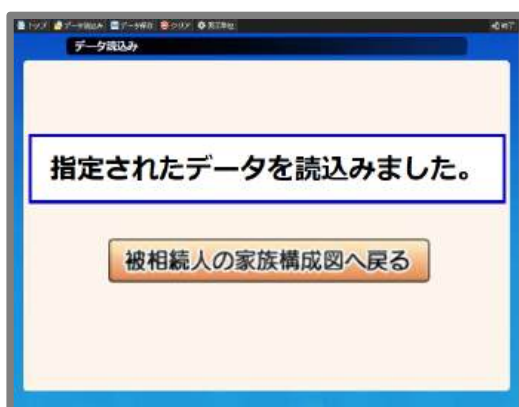


- ※ ファイル名は全角/半角問わず35文字以内
- ※ データ保存はシミュレーションの途中でもおこなうことが可能

③ 保存完了



データ読み込み・削除

① 左上部にある  データ読み込み をクリック② 保存名左横の **読み込み** をクリック
(削除する場合は **削除** をクリック)③ 読み込み後、**被相続人の家族構成図へ戻る** をクリック

6

印刷用PDF

① [印刷用PDF] をクリック

② 印刷用PDF設定

印刷用PDF設定

A «表紙に記載される項目»

作成日****年**月**日

«印刷用PDF作成ページ»

- B • 被相続人の家族構成図
- C • 相続財産の一覧
- D • 相続財産の分割情報
- E • 各人の相続税額および納税資金不足額

※保険活用については、画面の表示・非表示通り

◎上記以外で必要なページを選択

- F ☒ 生前贈与による税額比較
- G ☒ 一時所得形態による税額比較

※「一時所得形態」で数値入力された受取人を表示

☐ ★配偶者 / ☒ ★子1

- H ☒ 遺留分侵害額
- I ☒ 納税猶予
- J ☒ 二次相続の簡易計算
- K ☒ 配偶者の遺族生活資金

キャンセル

作成

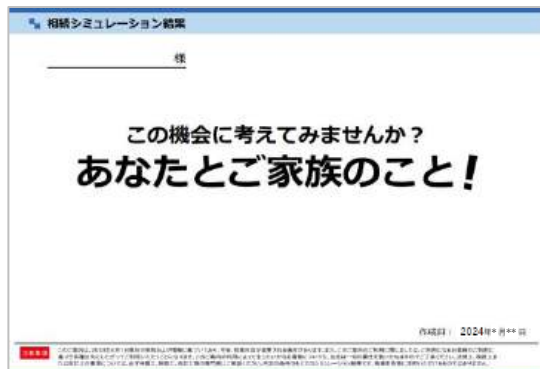
③ 作成 をクリック
別タブでPDF表示

必ず作成されるPDF

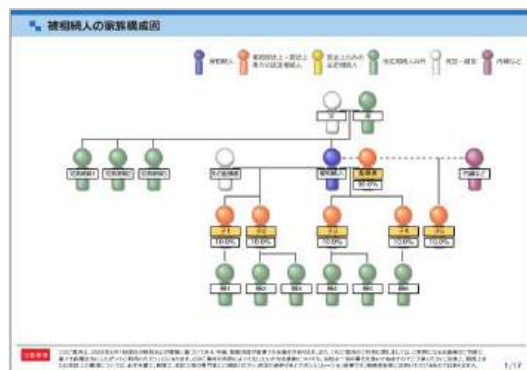
選択した場合、作成されるPDF
PDFを作成したいページに ☒ を入れる

ここで表示される選択可能な相続人は **26** 一時所得形態による税額比較 (P61) で保険金受取人に指定して計算をおこなった相続人

A 表紙（作成日は印刷用PDF クリック時の日付が表示される）



B 被相続人の家族構成図



C 相続財産の一覧

財産の種類	財産の目録・内容	価額	相続財産価額
自宅の土地・建物	建物の所有権、土地の所有権、建物の所有権	5,000万円	1,000万円
事業用の土地・建物	建物の所有権、土地の所有権、建物の所有権	12,000万円	2,400万円
その他の土地・建物	建物の所有権、土地の所有権、建物の所有権	2,000万円	1,000万円
預金類（活期・定期）	銀行の預金、郵便局の預金、信託会社の預金		16,000万円
上場株式・非上場株式	株式の所有権、株式の所有権、株式の所有権		2,000万円
債権	債権の所有権、債権の所有権、債権の所有権		6,000万円
死亡退職金（A）	死亡退職金、死亡退職金、死亡退職金	8,000万円	5,000万円
遺言執行金（B）	遺言執行金、遺言執行金、遺言執行金	6,000万円	3,000万円
居住用への貸付金	貸付金の所有権、貸付金の所有権、貸付金の所有権		2,600万円
その他の財産	その他の財産、その他の財産、その他の財産		1,000万円
▲収入不足	収入不足、収入不足、収入不足		0万円
合計		60,000万円	46,000万円

D 相続財産の分割情報 ※

財産の種類	価額：万円	▲配偶者	▲子1	▲子2	▲子3	▲子4
自宅の土地・建物	1,000	1,000	0	0	0	0
事業用の土地・建物	2,400	0	2,400	0	0	0
その他の土地・建物	1,000	1,000	0	0	0	0
預金類（活期・定期）	16,000	0	16,000	0	0	0
上場株式・非上場株式	2,000	0	0	2,000	0	0
債権	6,000	0	0	0	2,000	2,000
死亡退職金（A）	5,000	5,000	0	0	0	0
遺言執行金（B）	3,000	2,000	500	500	0	0
居住用への貸付金	2,600	0	2,600	0	0	0
その他の財産	1,000	1,000	0	0	0	0
▲収入不足	0	0	0	0	0	0
合計	40,000	10,000	21,500	2,500	2,000	2,000

E 各人の相続税額および納税資金不足額 ※

項目	合計：万円	▲配偶者	▲子1	▲子2	▲子3	▲子4
各人の相続税額	60,000	20,000	31,500	3,000	2,000	2,000
相続税額に対する割合		33.3%	52.5%	5.0%	3.3%	3.3%
各人の相続税額	40,000	10,000	21,500	2,500	2,000	2,000
各人の相続税額	7,320	1,830	3,934	457	366	366
相続税額に対する割合	5,490	0	3,934	457	366	366
相続税額に対する割合	55.11%	20.00%	27.66%	2.54%	1.63%	1.63%
相続税額に対する割合	9.1%	0.0%	12.5%	15.3%	18.3%	18.3%
相続税額に対する割合	22,000	12,000	1,000	3,000	2,000	2,000
相続税額に対する割合	2,934	0	2,934	0	0	0
相続税額に対する割合	3,671	0	3,671	0	0	0
相続税額に対する割合	7,293	0	5,196	662	478	478

※ 相続人ごとの情報が表示されるページ(相続財産の分割情報など)は1ページあたり5人分
相続人が6人以上の場合は複数枚作成

選択した場合、作成されるPDF

F 生前贈与による税額比較

❖ 生前贈与による所得税比較

贈与する人		受け取り額	
贈与する人	3人	受け取り額	6,000万円
子1人	3人	贈与税合計	270万円
孫1人	200万円	取得価額	4.5%
贈与する金額	10年		

● 贈与を適用しない場合 (相続税のみ) ●

相続税評価額	80,600万円
課税資産	40,000万円
納付金額	5,490万円
相続税評価額に対する負担割合	9.1%

● 贈与を適用する場合 (相続税+贈与税) ●

相続税評価額	84,600万円
贈与税合計	6,000万円
課税資産	34,000万円
相続税額 (4%)	4,188万円
納付税合計	270万円
納付税合計	4,458万円
贈与、贈与税の評価額に対する負担割合	7.4%

(注) 相続税の課税標準額として3,000万円超過部分の税率は「1.5%」となります。
 (注2) 上記の金額は、相続税・贈与税の計算上、贈与税の課税標準額が「贈与した金額」であると仮定して算出しています。

G 一時所得形態による税額比較

[illegible]

◆「一時所得形態による税額比較」PDFについては
相続人全員の分ではなく、保険金受取人を指定
して計算されたページのみが対象

H 遺留分侵害額※

[illegible]

① 贈与税の特例納税猶予

[illegible]

Ⅰ 相続税の特例納税猶予※

[illegible]

① 相続税の一般納税猶予 ※

[illegible]

※ 相続人が6人以上の場合は複数枚作成

J 二次相続の簡易計算

二次相続の簡易計算

A 二次相続で相続する財産の総額(相続財産) 26,000万円

B 二次相続に際して「相続税の簡易計算」の適用を受けることができるかどうかを判断する。適用した場合は簡易計算の結果を記入する。

① 相続税の簡易計算の適用を受けることができるかどうかを判断する。適用した場合は簡易計算の結果を記入する。

② 簡易計算の結果(相続税の簡易計算の結果) 4,000万円

③ その他の相続税(相続税の簡易計算の結果) 0万円

C 二次相続に際して「相続税の簡易計算」の適用を受けることができるかどうかを判断する。適用した場合は簡易計算の結果を記入する。

④ 簡易計算の結果(相続税の簡易計算の結果) 0万円

二次相続の簡易計算の結果(②+③) 16,000万円

二次相続税額 2,140万円

二次相続税額 5,490万円

合計額 7,630万円

K 配偶者の遺族生活資金

配偶者の遺族生活資金

配偶者が相続する財産の総額(相続財産) 12,000万円

配偶者の相続税額 0万円

配偶者の相続税額 11,760万円

配偶者の相続税額(②+③) 11,760万円

配偶者の相続税額(②+③) 0万円

配偶者の相続税額(②+③) 0万円

— 附表 —

1

自宅用の土地・建物

13 自宅用の土地・建物 (P37)

【自宅の土地の評価】

1㎡当たりの単価 × 土地の面積 = 評価額 A

万円※ × ㎡ = 万円・・・①

※路線価図は単位が千円になっていますので、「路線価図の単位 ÷ 10」によって、万円の単位を算出します。

自宅を配偶者・同居している相続人等が継ぎ、一定の要件を満たした場合(特定居住用宅地等)

【小規模宅地の評価減の適用】

● 自宅の土地の面積が 330㎡以下の場合

評価額 A × 20% = 万円・・・②

● 自宅の土地の面積が 330㎡を超える場合

評価額 A - (評価額 A × $\frac{330 \text{㎡}}{\text{土地の面積}} \times 80\%$) = 万円・・・③

【自宅の家屋の評価】

固定資産税評価額

自宅の家屋の評価額 = 万円・・・④

自宅用の土地・建物

【財産額】
(小規模適用前の相続税評価額)

= ① + ④

万円

【相続税評価額】
(小規模適用後の相続税評価額)

・適用できる場合
= (②または③) + ④

・適用できない場合
= ① + ④

万円

「小規模宅地等の課税の特例の適用」の適用上限に関する注意点

①この特例の適用を受けようとする宅地等の全てが、「居住用の宅地等」および「事業用の宅地等」である場合、居住用の宅地等の限度面積/330㎡+事業用の宅地等の限度面積/400㎡=最大 730㎡まで適用されます。

②この特例の適用を受けようとする宅地等の中に、「貸付用土地」が含まれる場合、貸付事業用宅地等の限度面積/200㎡については、調整計算が必要です。

2

事業用の土地・建物

14 事業用の土地・建物 (P42)

【事業用の土地の評価】

1㎡当たりの単価 × 土地の面積 = 評価額 A

万円※ × ㎡ = 万円・・・①

※路線価図は単位が千円になっていますので、「路線価図の単位 ÷ 10」によって、万円の単位を算出します。

事業用土地を親族等が継ぎ、一定の要件を満たした場合(特定事業用宅地等)

【小規模宅地の評価減の適用】

● 事業用の土地の面積が 400㎡以下の場合

評価額 A × 20% = 万円・・・②

● 事業用の土地の面積が 400㎡を超える場合

評価額 A - (評価額 A × $\frac{400 \text{㎡}}{\text{土地の面積}} \times 80\%$) = 万円・・・③

【事業用の建物の評価】

固定資産税評価額

事業用の建物の評価額 = 万円・・・④

事業用の土地・建物

【財産額】
(小規模適用前の相続税評価額)

= ① + ④

万円

【相続税評価額】
(小規模適用後の相続税評価額)

・適用できる場合
= (②または③) + ④

・適用できない場合
= ① + ④

万円

「小規模宅地等の課税の特例の適用」の適用上限に関する注意点

①この特例の適用を受けようとする宅地等の全てが、「居住用の宅地等」および「事業用の宅地等」である場合、居住用の宅地等の限度面積/330㎡+事業用の宅地等の限度面積/400㎡=最大 730㎡まで適用されます。

②この特例の適用を受けようとする宅地等の中に、「貸付用土地」が含まれる場合、貸付事業用宅地等の限度面積/200㎡については、調整計算が必要です。



3 その他の土地・建物 ①入力金額の解説



4 自社株・出資額の持分評価 入力金額の解説

15

その他の土地・建物 (P42)

【その他の土地の評価】

【更地（自用地）の評価】

1㎡当たりの単価 × 土地の面積 = 評価額 A

万円※ × ㎡ = 万円・・・①

※路線価図は単位が千円になっていますので、「路線価図の単位÷10」によって、万円の単位を算出します。

【貸宅地の評価】

評価額 A

万円 × $\left[1 - \frac{\text{借地権割合}}{100}\right] =$ 万円・・・②

【貸家建付地の評価】（マンション・一戸建て貸家等）

評価額 A

万円 × $\left\{1 - \left[\frac{\text{借地権割合}}{100} \times 30\%\right]\right\}$

= 万円・・・③

【小規模宅地の評価減の適用】

小規模宅地適用後の評価額

③ × 50% = 万円・・・④

※貸付事業用宅地等の限度面積/200㎡については、居住用宅地および事業用宅地との調整計算が必要です。したがって、④の小規模宅地計算は、税理士等にご相談ください。

【貸付用の建物の評価】

固定資産税評価額

= 万円 × $\left[1 - \frac{\text{借家権割合}}{100}\right] =$ 万円・・・④

該当するその他の土地・建物

【財産額】
(小規模適用前の相続税評価額)

= ①+②+③+④

万円

【相続税評価額】
(小規模適用後の相続税評価額)

・適用できる場合
= ①+②+④+④

・適用できない場合
= ①+②+③+④

万円

「小規模宅地等の課税の特例の適用」の適用上限に関する注意点

①この特例の適用を受けようとする宅地等の全てが、「居住用の宅地等」および「事業用の宅地等」である場合、居住用の宅地等の限度面積/330㎡+事業用の宅地等の限度面積/400㎡=最大730㎡まで適用されます。

②この特例の適用を受けようとする宅地等の中に、「貸付用土地」が含まれる場合、貸付事業用宅地等の限度面積/200㎡については、調整計算が必要です。

17

自社株・出資額の持分評価 (P44)

【自社株・出資額の持分評価】

資産 負債

純資産

純資産合計

発行済株式総数 (または出資総口数)

純資産合計 ÷ 発行済株式総数 = 1株あたりの純資産評価額

純資産合計 万円 ÷ 発行済株式総数 株 = 1株あたりの純資産評価額 万円

純資産合計 万円 × 出資割合 % = 評価額 万円・・・①

自社株・出資額の評価額合計 = ①

万円

5

① 連帯保証債務とは？

24

各人の相続税額および納税資金不足額 (P52)

【連帯保証債務】

会社が銀行などから多額の借入金がある場合は、一般に経営者自身がその連帯保証人となっています。もちろん個人で家族・友人・知人などの保証人（連帯保証人）になっている場合も同じです。

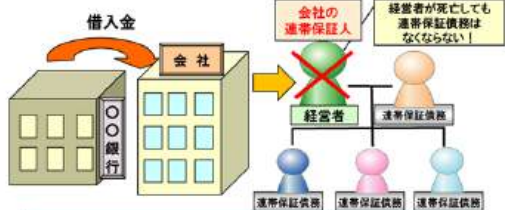
問題は、相続が発生すると、その「連帯保証債務」が消滅するのではなく、遺族に相続されるということです。

最高裁判所 昭和34年6月19日判決

〔前略〕連帯債務は、数人の債務者が同一内容の給付につき各独立に全部の給付をなすべき債務を負担しているものであり、・・・略・・・可分な金銭債務と同様である。

ところで、債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解すべきであるから、連帯債務者の一人が死亡した場合においても、その相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となると解するのが相当である。

会社の経営者の多くは、会社の「連帯保証人」



【問題点①】会社の「連帯保証人」になっている経営者が死亡した場合、連帯保証債務は法定相続分に従って「当然分割」される。

【問題点②】「連帯保証債務」は、連帯保証人が債務を肩代わりしなければならないことが確定していないため、相続税の計算上、「債務控除」の対象とはならない。

連帯保証債務の解決策は、会社契約の生命保険で借入金を返済



【連帯保証人とは？】

保証人が、主たる債務者と連帯して保証債務を負担する形態を「連帯保証」といいます。その保証人を「連帯保証人」といいます。

連帯保証の場合、債権者は「いきなり全ての連帯保証人に対し、全額を請求する」ことができます。

これが通常の保証人の場合は、債権者がいきなり保証人に請求しても、「催告の抗弁権」※1、「検査の抗弁権」※2が主張され、主たる債務者への請求が優先されます。そして主たる債務者が履行できない場合にはじめて、保証人が債務の履行責任を負うことになります。しかし連帯保証人の場合は、「催告の抗弁権」・「検査の抗弁権」が認められないため、いきなり連帯保証人に対して請求を行うことができます（民法454条）。

また通常の保証人の場合、保証人が複数いると、「分別の利益」※3があるため、保証人に全額を請求することができません。しかし連帯保証人の場合は、「分別の利益」もないため、保証人が複数いても、1人の連帯保証人に対して、全額を請求することができます。

つまり保証人は、あくまで債務者を保証する補完的な存在であるのに対して、連帯保証人は債務者（借主本人）と同等の責任を負うことになります。責任を負う範囲も債務者と同じです。なお、銀行などにおける保証人はすべて連帯保証人となります（商法511条）。また連帯保証人は「法定相続分」で相続（当然分割）がなされることになります。

※1 催告の抗弁権（民法452条）
保証人が債権者から履行の請求を受けた場合、保証人は、自分より先に、まず主たる債務者に催告するよう請求することができることを「催告の抗弁権」といいます。

※2 検査の抗弁権（民法453条）
保証人が債権者から履行の請求を受けた場合、保証人が、主たる債務者に「弁済の實力があり」、しかも「債権執行が容易な財産である」ことを「証明」すれば、まず主たる債務者の財産について強制執行するよう請求できることを「検査の抗弁権」といいます。

※3 分別の利益（民法456条、427条）
共同保証の場合、各保証人は、主たる債務を「保証人の人数で等しく分けた額」についてのみ保証債務を負担することを「分別の利益」といいます。

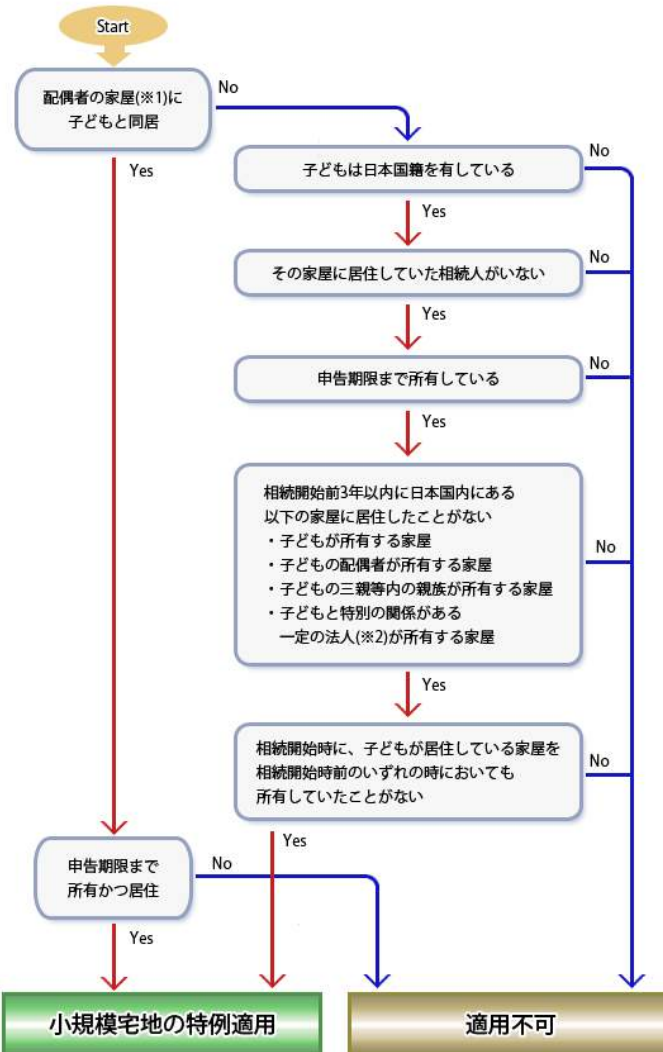
6

要件確認 配偶者が相続した「自宅用の宅地」を子どもが相続する場合

29

二次相続の簡易計算 (P66)

以下のチャートで二次相続時も小規模宅地の課税の特例が適用できるかどうか確認してください



※1 配偶者が法に規定する特養ホーム・老健・介護医療院等に入居している場合、その直前まで居住していた建物を含む

※2 子ども及び租税特別措置法施行令第40条の2第12項第1号イからへまでに掲げる者が法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の10分の5を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその法人

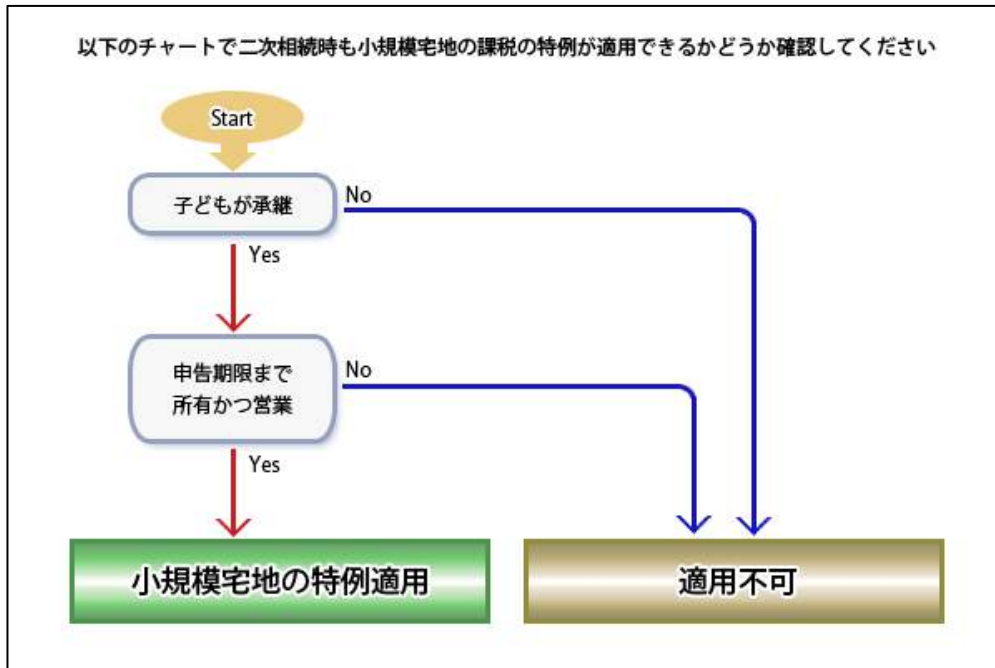


要件確認

配偶者が相続した「事業用の宅地」を子どもが相続する場合



二次相続の簡易計算 (P66)

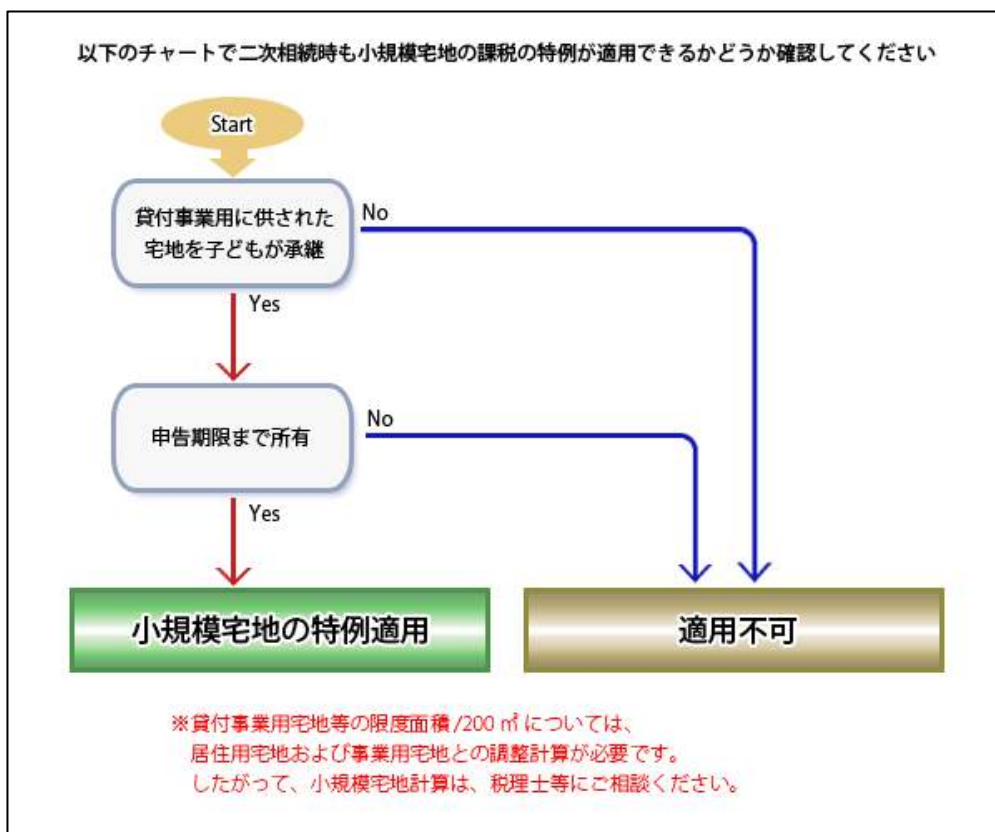


要件確認

配偶者が相続した「その他の宅地」を子どもが相続する場合



二次相続の簡易計算 (P66)





知識で差がつく保険営業パーソンへ
<https://www.fp-school.com/>

